

1. 日本税制報告書 (シャウブミッション) 1949.9

① 第 1 編 4 A 序論

間接税では、所得や資産の格差および家族負担の差異を適正に考慮に入れることができないであろう。それは近代国家において必要とされる多額の租税を公平に配分するための措置としては、あまりにも不完全なものである。(中略) 所得税を税制の根幹とする試みは継続されなければならない。

② 第 4 編 B 2 自発的協力と申告納税

所得税および法人税が適正に執行されるかどうかは全く納税者の自発的協力にかかっている。(中略) 自発的な申告納税制度は、納税者の正確な所得の確定を目指している。

③ 第 4 編 E 2 帳簿と記録

帳簿記録を行っている納税者は他の納税者と区別されるよう異なった色の申告書を提出することを認められる。税務署はこのような納税者がもしそのような帳簿を記録し、申告をこの特別用紙ですれば、その年の所得を実地調査しない限り、更正決定を行わないことを保証する。また、更正決定を行ったらその明確な理由を示さなければならない。

④ 第 4 編 E 4 納税者の代理

職業的立場から行なう納税者の代理業務は、現在、税務代理士 (Tax Practitioner) によって取り扱われている。(中略) 多くの場合に、税の専門家と言うよりもむしろ上手な取引者となっている。(中略) この「取引者」という語は買収 (Fixing)、収賄 (Bribery) およびこれに類似するものを意味する遠回しな語句である。(中略) 納税者の代理を立派に努め、税務職員をして法律に従って行動することを促進する積極的で見聞の広い職業専門家が存在すれば、適正な税務行政はより安易に生まれるであろう。(中略) 資格試験では租税法規ならびに租税および会計処理の手法と方法についてのより完全な知識を試験すべきである。

⑤第4編 A2 適正な税務行政に対する障害

計理士はその職業柄必要とされる独立した地位と伝統を持っていなかった。弁護士は租税事件に関しては全く無知であった。

⑥第4編 E4 納税者の代理

集団としての税務代理人の能力と堅実性が保証されるようになれば、納税者の代理を彼らに限定することがおそらく望ましい。

2. 税理士法（S26.6.15）

①第1条（税理士の職責）

税理士は、中正な立場において、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定した納税義務を適正に実現し、納税に関する道義を高めるよう努力しなければならない。

②第7条（試験科目の一部の免除）

税理士試験において試験科目のうちの一部科目について政令で定める基準以上の成績を得たものに対しては、その申請により、その後行われる税理士試験において当該科目の試験を免除する。

③第8条（試験科目の一部の免除）

一、法律学又は財政学に属する科目に関する研究により学位を授与された者については、税法に属する科目

二、商学に属する科目に関する研究により学位を授与された者については、会計学に属する科目

④法附則5

15年または20年以上一定の事務に従事した税務職員について税理士の資格認定を行う。

⑤第52条（税理士業務の制限）

税理士でない者は税理士業務を行ってはならない。

衆議院大蔵委員会 会議録

3月4日

「飯塚事件」明るみに

横山議員が提起

○横山委員 私が今回、この委員会にかかっております法人税法及び所得税法に関連をいたしまして質問をいたします問題は、いささか特異な問題であります。その意味におきましては同僚諸君にも、私と政府並びに国税庁との質疑応答について、ぜひ正確な御判断をお願いをいたしたい。

まず私のよって立つ立場を申し上げておきますが、私はこの特異な事件の内容を必ずしも糾明しようとするものではないとせん。しかしながらこの事案に関連をいたして国税庁当局がおりになりました徴税行政のあり方については、非常な疑問を持っておるのであります。その疑問を追及いたしますために、若干内容に触れることもあるのであります。これは私の本旨とするところではないことを御了解を願わなければなりません。

そこで、まず事案の内容につきまして、むしろ私から簡潔に申し上げて、国税庁当局としてその事案の内容に大きな違いがなければそれはそのまま

いきたいと思うのであります。

一昨年の十二月に、東京地裁に税務訴訟二件が出されました。これは飯塚会計事務所に関連をいたすものであります。飯塚税理士の得意先の中小企業二社についてであります。勝本という博士が担当弁護士であります。内容は、一年間の旅費日当を一円も認めなかったこと、特別賞与の金額を経費に認めなかつたことの救済を求めたものであります。昨年の二月、東京国税局と関東信越国税局が突如飯塚税理士の非違行為の内偵を開始いたしました。八月に至って関信局から全国的税界新聞三つに公表があり、税理士である飯塚氏が特別賞与と旅費で脱税を指導していること公表されました。九月二十八日、田中勝次郎博士と飯塚税理士は、関信局に、御心配をかけて申しわけなき旨を表明、局側は金子訟務官が、頭を下げてただけではだめだから、二年でも三年でもやる、そして解決をしたいとするならば条件があると言って、口頭で両者に説明がされました。十月五日には飯塚税理士は嘆願書を作成して、ある弁護士とある自民党の代議士との協議の結果出されたのでありま

す。十月七日、嘆願書を提出をして、金子訟務官から、これだけではだめだ、不正行為を犯しましたと書き直せと要求されました。十月十一日、金子訟務官から飯塚税理士に、不正行為を犯したと書けと強く要求して、再び最後の解決条件が提示されました。局側の出した解決の条件は、第一に、東京地裁に出してある税務訴訟二件を取り下げることに、第二番目に、別段賞与を出したものを全部三カ年さかのぼって修正申告をすること。第三に飯塚の得意先六百社の旅費日当を全部三カ年さかのぼって修正申告をすること。第四に職員の不作為を認めること、その訂正計画を出すこと。第五に中禅寺温泉事件を取り下げること等の要求が出されました。十月二十八日に関信局安井直税部長から呼び出しがあり、田中博士立ち会いのもとに不正行為を犯したことを認めること。その内容は言う限りでないが、認めないならもうよろしい、特調班を派遣すると言われたこと、十一月十二日、安井直税部長から最後通告があり、不正行為を犯したことを認めなければ特調班を出して得意先を徹底的に洗うぞと通告をされ、飯塚は拒否をしたこと、十一月十四日、最後通告の再確認。飯塚は再び拒否。十一月十八日、栃木県宇都宮市に八十名の調査官が集合、法務省から加藤検

事が参加。十一月十九日、大調査開始。二十九社の中小企業に対して一斉に開始され、鹿沼事務所得意先四百社の中小企業は大恐慌におちいる。十一月二十日、栃木新聞に大々的に官側のニュースを発表。二十四日に至って安井直税部長と直接電話、調査中止方を懇請。二十五日、第二次の嘆願書を提出、局側の五条件をのめなかつた事由と今後の態度を誓約、また職員の不作為を探し出すから余裕をくださいと嘆願。二十七日、職員の不作為の摘発方について昼夜を分かたず活動、飯塚事務所としても実施をしてみた、しかしながらこの間調査の手はゆるまらず。十二月十一日、鹿沼税務署長による業務妨妨の証拠文書、これはあとで話が出ますが、鹿沼税務署長が飯塚税理士の得意先を職権をもってやめるという行動を開始したことによって飯塚税理士の態度は変わる。同日金子訟務官による鹿沼税務署での記者会見の事実がわかった。十二月十二日、朝日外大新聞に飯塚の大口脱税指導との報道があり、社会人としての名誉に致命的な打撃を受ける。十二月十四日、年末の大調査は突然打りととなる。

こういうような、なるべく私の見解なり飯塚税理士の見解を避けるようにして、事実を一応列挙をして同僚諸君にまず事案の内容について御説明をし

(中略)

(中略)

うかがわれるのであります。しかるに、政府の改正原案は、本試験の論文式におきまして、簿記、財務諸表ともに選択科目といたしておるのであります。したがって簿記会計をあまり知らなくても合格できるような仕組みになっておいて、全く簿記会計軽視の立場をとっておるのであります。このことは、最近の企業が特に税務会計を重視いたしましたので、この面の指導について税理士に大きな期待を寄せておられるという事実がございますときに、政府の意図に対してはわれわれといたしましては全くその理解に苦しむところでございます。

以上申し上げました点は、税理士制度に対する税理士業界のいわゆる基本的な考え方であり、また全国数百万の納税者の賛同を得ているところのものであります。このような税理士制度に対する政府の基本的な考え方が、本税法改正の法律案の中におきまして、納税者に対する代理権限を幅狭いものとし、税理士業務の範囲を狭め、税理士及び税理士会の自主性の確立につきましては、時期尚早として、依然として大蔵省の監督下に置き、税理士の資質の向上のため高度の国家試験制度を採用しながら、他方これに逆行する税務官吏の無試験的資格認定制度を併用するという結果になってあらわれ

ているものと考えざるを得ないのであります。

われわれは今回の税理士法の改正にあたりましては、あくまでも国民経済、税務行政の実態に即応するとともに、特に税務代理士法制定の当時から今日まで、実に二十有余年の歴史を持つ税理士業界の実情と要請に対しまして、十分な御理解を願うことによつて初めて民主的な税理士法の改正が望めるものと信ずるのであります。

税理士法の改善のあり方は、税理士業務の明確化と業務範囲の拡大強化、代理権の確立、税理士業務の公共性の明確化、資質の向上、自主権の確立を基調とするものでなければならぬと信ずるものであります。この理念は単に税理士業界ひとりの意見だけではなくして、広く一般納税者の切望するところであります。

そこで、われわれは今度の国会の審議の過程におきまして、先ほど申し上げましたように、去る四月二十二日付をもちまして、大蔵委員の諸先生にお願い申し上げました要望書の線に沿った修正方を切に強く要望したいと存する次第であります。

民主化への改善方向を

「業界意見を表明」

最後に、時間の関係上、簡単に四月

二十二日付の修正要望項目について御説明を申し上げます。

一、「中正な立場」について

第一、「(税理士の使命)」のうちから「中正な立場」を削っていただきたい。と申し上げますのは、先ほど申し上げました税理士制度というものの意識を、ここで納税者の利益を擁護する立場における税理士、いわゆる納税者の代理人であるという性格を明らかにしていただきたい、こういう目的で、「中正な立場」を第一条から削除していただきたい、こういうふうにお願ひしてあるのであります。

二、税理士の資格について

第二番目は、いわゆる資格認定制度でございますが、従来一般試験のほかに特別の経験者による特別税理士試験というものがございました。この制度は当時五年間の時限立法であったのであります。これを五年後の期限に廃止しないので、当分の間ということでは、これは後ほどこの税理士制度一般を検討する際まで延ばすという条件のもとに継続されてきたのであります。この特別試験にかつて資格認定制度というものがあるとしておるのであります。これはいわゆる国家試験の公平の原則に従いまして、一般本試験の中に繰り入れて、この制度そのものは

新設しないというふうな修正をお願いしたい、第三条第一項第四号の規定を新設しないというふうにお願ひする次第であります。

三、試験科目について

なおこの試験制度で、本試験の中に、いわゆる論文式の試験で、簿記、財務諸表、簿記論と財務諸表論が先ほど申し上げましたように選択科目になっております。これはいわゆるわれわれ税理士業務の実態を把握しないであらわれであるというふうにわれわれは解するのであります。ぜひ従来どおり簿記、財務諸表を必須科目とするということに修正をお願いしたい、かようにお願ひする次第であります。

四、試験審査会について

したがいまして、この結果を受けて立つ試験審査会の委員は、この法律では租税に関する学識経験者ということになっております。これを租税または会計に関する学識経験者のうちから任命するというふうにお願ひしたい、かように考える次第であります。

五、代理権限の明確化について

次に第五番目に、税理士の代理権を明確にする、そのためにこの改正法律の中に次のような修正を加えることを要望するわけであります。第三十三条

税務書類作成等に関する依頼書

私儀、今度一身上の都合により、税務書類作成等に関する

一切の事務について飯塚税理士との契約を解約いたしました

ので、税理士のあつせん方をお願いいたします。

昭和 年 月 日

本店所在地

法人の名称

代表者氏名



鹿沼税務署長大崎福弥殿

〔要望書〕

今国会に提案されようとしている税理士法改正案は、われわれ税理士業界が納税者擁護の立場からする改正要望の基本的考え方と完全に対立しており、税理士制度の本質に対し根本的な相違があり、これが調整には相当の日時を要すると思われるので、本案の上程を次期国会まで延長して下さるよう要望いたします。

なお、昨四月二日自民党政調会、政策審議会を通過いたしました税理士法改正案のうち、特に税務職員に対する資格認定制度については、われわれの全く同意し得ないところであります。

昭和三十九年四月三日

日本税理士会連合会

全国納税者政治連盟

会長

前田

幸蔵

税理士法改正案に関する修正要望書

昭和 40 年 3 月

日本税理士会連合会

昭和40年3月 日

先生

日本税理士会連合会
会長 前田 幸 蔵 印

審議中の税理士法改正案に関する修正要望書

前国会で継続審査に付された税理士法改正案は、本国会で再び審議されることになりましたが、この法案内容には権力行政的な改悪点が多く、このままでは到底納税者の権利を擁護し、その信頼に応え得る税理士制度を実現することはできません。

わたくしども税理士は、税理士制度が税務行政の単なる補助的な制度に墮するものではなく、あくまでも納税者の代理人制度として確立されるべきものであることを主張し、税理士会の自主性確保と税理士の社会的地位向上の基礎の上に法案が改正されるよう納税者ともども要望し続けて参りました。

これら一連の要望は、かねてお手元に差上げております要望書等により詳細ご説明申し上げておりますが、本国会においてはこの基本線に沿つて法案の各条項を根本的に修正され、納税者のための税理士制度を実現されますよう切に要望致します。

なお、税理士法改正案修正要望項目は別記のとおりであります。

税理士法改正案修正要望項目

昭和40年3月 日

日本税理士会連合会

1. 税理士の地位向上

① 「中正な立場において」を削除すること。(第1条)

② 税理士の業務の規定は次のとおり修正すること。

(第2条)

(イ) 第2条第1項の第1号以下第3号までの業務をそれぞれ「税務代理」、「税務書類の作成」、「税務相談」とカッコ書で明示する。

(ロ) 第1号末尾のカッコ書き「当該申告等又は主張若しくは陳述に係る書類の作成にとどまる場合を除く」は削除する。

(ハ) 第1号に税務に関する訴訟代理を追加する。

(ニ) 第2号に「税務計算に関する決算書類」を追加する。

2. 税理士会の自主性確保

① 帳簿作成義務、使用人の監督義務の各条項は削除すること。(第41条, 第41条の2)

② 税理士に対する懲戒処分は税理士会に委ねること。

(第45条~第48条)

③ 懲戒処分の効力発生時期は現行法どおり「処分が確定した日から」とすること。(第4条, 第26条第1項第3号)

第28条第1項)

④ 大蔵大臣及び国税庁長官の過大な監督権限は排除すること。(第49条, 第55条)すなわち,

(イ) 税理士会の会則変更は大蔵大臣の認可事項としない。

(第49条の2)

(ロ) 大蔵大臣の総会決議取消権, 役員解任権は削除する。

(第49条の18)

(ハ) 国税庁長官の監督上の措置は削除し, 大蔵大臣の一般的監督権は報告聴取のみに止める。

(第49条の19, 第55条)

⑤ 公務員であつた者の税理士業務の制限について, その制限範囲を拡大し国税庁長官承認による例外規定を削除すること。(第42条)

⑥ 臨時の税務書類の作成等は災害等の場合以外に認めないこととすること。(第50条)

⑦ 通知公認会計士制度は廃止し, 通知弁護士は強制入会制とすること。(第51条, 第51条の2)

⑧ 会員でない(即ち業務を行なうことのできない)税理士の存在を認めることは無意味であるから, 登録と同時に入会を義務づけるため, 次の修正を行なうこと。

(イ) 弁護士法にならい「税理士名簿に登録を受けた者は, 当然登録請求を経由した税理士会の会員となる」旨の規定を設ける。

(ロ) 「税理士会に入会している」を削る。(第52条)

3. 税理士試験の中正な運営

- ① 税務実務経験者に対する資格認定制度は新設せず本試験に一本化すること。
(第3条第1項第4号)
- ② 簿記、財務諸表論を論文式試験の必須科目とすること。
(第8条の2)
- ③ 試験委員の任命範囲は、税理士試験科目に即して選任するよう改めること。
(第13条)

4. 納税者の権利擁護と税理士の代理権尊重

- ① 税務に関する訴訟代理権を認めること。(前出第2条)
- ② 税理士が税務代理をする場合の効力を強化すること。
(第30条, 第33条, 第33条の2, 第34条, 第35条)
 - (イ) 税理士が税務代理している事案の更生等の場合は必ずその税理士の意見を聴取するよう改める。
このために、意見の聴取を欠く更正決定等は無効とする。
(第35条)
 - (ロ) 税理士が計算事項または審査事項記載の書面を添付した事案の更正等は特に厳格な制限を設ける。
(第33条の2)
 - (ハ) 調査の事前通知義務を厳格化し、必ず相当期間を置いて代理人たる税理士に通知するよう改める。
(第34条)

受験研究会の誕生と 税理士試験制度改悪反対運動

平山玲晃

(中田名)

税理士法改正問題との 出合い

昭和36年に税理士法の一部改正が行われ、それまで5年間の時限立法であった特別試験が「当分の間」と改められた。この改正の際に国会で附帯決議がつけられ、特別試験については昭和39年までに再検討すべきこととされた。

そのため政府は、39年には改正案を提出しなければならず、昭和38年4月に税制調査会に税理士制度の改正についての諮問が行なわれた。税制調査会は、税理士制度特別部会(部会長 松隈秀雄)を設けて、ここで検討を開始したが、日税連はこの特別部会に対して、昭和38年5月に「税理士法改正要望書」を提出した。

この日税連の要望書の中に、試験制度について次のような要望が含まれていた。

- (1) 試験科目に民事訴訟法を加えられたい。
理由——税理士業務に税務訴訟代理を加えるため。
- (2) 一部科目合格の留保制度並びに一部科目の免除制度を廃止されたい。
理由——資格試験は全科目を一体として可否を判定すべきである。

これは、従来の科目別合格制度を廃止していわゆる一発合格制度にし、しかも試験科目を6科目として民事訴訟法を加えるというもので、受験生にとっては青天の霹靂であった。

既に試験は目前にせまっていたが、若し日税連のこの要望が業界の要望として答申に盛られ、立法化されると、これまで「受験者が日夜辛苦を重ね全生活を投入して克ち得た一部合格科目は凡て御破算となりあらためて六科目全部を同時に受験合格しなければならなくなる」という重大な事態になるので、われわれはこの事態を受験生に訴えて反対運動に立ち上ることにした。

試験制度改悪反対に起 ち上がる

その最初の活動は、昭和38年7月18日であった。中央大学経理研究所の法人税の研究會参加者に試験制度改悪反対のビラを配り、反対運動の資金カンパを訴えた。この訴えは反響をよび、当日17,303円のカンパが集まった。

第2回目の活動は、税理士試験の試験場におけるビラ配りである。早稲田大学の試験場で、試験の最終日である8月23日に、受験者を対象に4,000枚のビラが配られた。このビ

ラは「税理士試験受験者諸君に訴える」と題した、ワラ半紙1枚の激文で、日税連に試験制度に関する要望を撤回するよう求めたものである。(中田名)

さいわい、われわれの働きかけに「税経セミナー」の編集部が理解を示し、われわれ受験生と税制調査会税理士制度特別部会部会長の松隈秀雄氏との座談会を企画してくれた。

この座談会は「税経セミナー」昭和38年10月号に掲載され、全国の受験生に読まれ、問題の重大さが認識されるようになった。それと同時に、われわれはこの座談会に出席した謝礼を充当してもらい、この雑誌の同じ号に全国の受験者に訴える広告を掲載してもら

った。この広告の一部に税制調査会宛の「請願書」を刷り込み、受験生に署名捺印して世話人宛に郵送してもらうようにした。

この広告は大きな反響をまき起こし、(中田名) 全国から毎日署名がよせられ、多いときは1日に百通をこえることもあり、郵便局が悲鳴をあげるほどであった。こうして全国から約6千通の受験者の署名やカンパがよせられ、これがわれわれの運動を支える力となった。

国会請願とその成果

われわれは、この全国からよせられた「請願書」をたえず風呂敷包みにしてかかえて、全国の受験者がこれだけ切実に試験制度の改悪に反対している実情を関係者に訴えてある

いた。われわれの最初の陳情は税調の税理士制度特別部会に対してであった。その「請願書」には、昭和38年9月20日と記されている。

「税経セミナー」は12月号でさらに第2回目の座談会「税理士試験制度をなぜかえるのか」を企画した。(中田名)

最初の国会請願は昭和39年3月2日に行われた。ちょうど確定申告期のいそがしい最中であったが、試験制度の行方を心配する受験者が、私の手許に残っている名簿によれば約百名参加したことになる。(中田名)

この請願は、われわれにとっては全くはじめての経験であったが、「税理士法試験制度改正案に反対する請願書」は昭和39年3月2日受理され、第46国会衆議院公報第48号にその旨掲載されている。

試験制度改悪反対運動は、世話人の第7信に述べられているとおり、第46通常国会でも大きな成果をあげ、改悪の可能性を大幅に修正させたが、参議院で継続審査となったまま第48通常国会に持ち越された。われわれは、引続き舞台を参議院にうつして、第48通常国会においても、大蔵委員を中心に強力な請願活動を続けた。

一方、税理士会の側も、税理士の職責(中正な立場の問題)、税務職員認定制度、懲戒権等で大幅修正を要求して、国会対策を強化していた。特に、試験制度については、税務職員に対する無試験、資格認定制度を導入するならば、改正をやめて試験制度は現行のままとすべきであるという方向へ傾き、第48国会の最終段階では、大幅修正が不可能な場合は廃案に追い込むという方針を打ち出した。

受験者と税理士界の働きかけが強化される中で、社会党、公明党は廃案をきめ、自民党も一度総務会で一部修正通過をきめながら再度政策審議会へ差ししもどすなど(以下略)

廃案に遂に税法

全面修正は成らず 将来の法改正に大きな支え

原案成立が修正成立が継続が廃案か——この数週間もなにもなれば、税法改正原案は、延長国会解散の六月一日深夜、数十人の陣営団の見守るなかで、参議院大政委員会において、野田党と廃案となつた。

参議院自民党の税理士制度調査委員会(長、西田信一)は五月以降八回の会合を開催して、税理士法改正問題に関する意見の聴取と法改正問題に關する意見の聴取を受けた。しかし青木一男、村松久、岡田委員が出席した。中野立、河野、税理士の地位向上、納税者の権利擁護等を議題とする全面修正案は、参議院大政委員会(長、西田信一)を閉鎖した。

四月二十日の小委員会では、自民党から細野私案が提出され、同二十七日最終の小委員会に税理士会、大蔵省双方の代表が呼ばれて意見を求められたが、すでに時期遅く修正成立を期待しない段階になっていたので、今期未定の重要法案をキックオフ成立を為さなければならぬ政府と野党とでは、税理士法案については原案施行は再び継続を企図する道を通りたがなくなつた。

この段階で、税理士会側は、原案の成立が、延長国会解散の六月一日深夜、数十人の陣営団の見守るなかで、参議院大政委員会において、野田党と廃案となつた。

運命の方針を全面修正から原案成立反対に廃案運動に転換回された。それは、①次期国会に継続を促しても、意見の隔りは解消しない。②今までの体験から参議院側で大幅修正はほとんど不可能に近い。③参議院議員の改選で自民党議員が減り、原案が通される可能性がある。④野田から「一応廃案にして法案を白紙にもしてでも、これを有力議員等も通れば、大蔵当局と納税者のゆかりを含め進めることができる」と認められたからである。

しかし、継続が廃案かの結論は、憲法改正法の強行採決に、参議院の混乱のさき、実践が行なわれないうちに、参議院大政委員会に、税理士法案の取扱ひについて継続、廃案の二択三択して来たが、最終的には自民党一部議員及び社会党の強硬な反対、自民社党、

参議院大政委員会(長、西田信一)は五月以降八回の会合を開催して、税理士法改正問題に関する意見の聴取と法改正問題に關する意見の聴取を受けた。しかし青木一男、村松久、岡田委員が出席した。中野立、河野、税理士の地位向上、納税者の権利擁護等を議題とする全面修正案は、参議院大政委員会(長、西田信一)を閉鎖した。

昭和三十八年四月、税理士制度調査委員会、税理士会、税理士業界の懇談会、参議院大政委員会、野田党、自民党の一部議員及び社会党の強硬な反対、自民社党、

廃案の功罪

◆解説 ◆二年有余にわたり税理士業界の物心両面に持ちこたへられた大なる功罪があったが、その犠牲となつて一歩前進目的に向つて進歩した第一歩が、何ら値ひかるものでない。

◆結果は、廃案である。改悪を阻止することが出来たこと、業界が理窟として働いた当初の法改正要請の顔からみると何ら



発行所
東京税理士会広報部
東京都千代田区
神田岩本町8
電話(661)4361(代)
編集人 加藤愛子
発行人 加藤愛子
定価 一部20

前進的解決という点では、法改正運動をもっと早くスタートした。二年間の間に、参議院側から大蔵省側の修正案を受け止むことが出来た。その結果は、参議院大政委員会(長、西田信一)は五月以降八回の会合を開催して、税理士法改正問題に関する意見の聴取と法改正問題に關する意見の聴取を受けた。しかし青木一男、村松久、岡田委員が出席した。中野立、河野、税理士の地位向上、納税者の権利擁護等を議題とする全面修正案は、参議院大政委員会(長、西田信一)を閉鎖した。

参議院大政委員会(長、西田信一)は五月以降八回の会合を開催して、税理士法改正問題に関する意見の聴取と法改正問題に關する意見の聴取を受けた。しかし青木一男、村松久、岡田委員が出席した。中野立、河野、税理士の地位向上、納税者の権利擁護等を議題とする全面修正案は、参議院大政委員会(長、西田信一)を閉鎖した。

参議院大政委員会(長、西田信一)は五月以降八回の会合を開催して、税理士法改正問題に関する意見の聴取と法改正問題に關する意見の聴取を受けた。しかし青木一男、村松久、岡田委員が出席した。中野立、河野、税理士の地位向上、納税者の権利擁護等を議題とする全面修正案は、参議院大政委員会(長、西田信一)を閉鎖した。

参議院大政委員会(長、西田信一)は五月以降八回の会合を開催して、税理士法改正問題に関する意見の聴取と法改正問題に關する意見の聴取を受けた。しかし青木一男、村松久、岡田委員が出席した。中野立、河野、税理士の地位向上、納税者の権利擁護等を議題とする全面修正案は、参議院大政委員会(長、西田信一)を閉鎖した。

参議院大政委員会(長、西田信一)は五月以降八回の会合を開催して、税理士法改正問題に関する意見の聴取と法改正問題に關する意見の聴取を受けた。しかし青木一男、村松久、岡田委員が出席した。中野立、河野、税理士の地位向上、納税者の権利擁護等を議題とする全面修正案は、参議院大政委員会(長、西田信一)を閉鎖した。

参議院大政委員会(長、西田信一)は五月以降八回の会合を開催して、税理士法改正問題に関する意見の聴取と法改正問題に關する意見の聴取を受けた。しかし青木一男、村松久、岡田委員が出席した。中野立、河野、税理士の地位向上、納税者の権利擁護等を議題とする全面修正案は、参議院大政委員会(長、西田信一)を閉鎖した。

〈作成の経過〉

わが国の税理士制度は、昭和17年の税務代理士法によって、はじめて法制化されたものである。戦後、わが国では、日本国憲法を制定し、政治経済および社会の全般にわたって、急速な民主主義改革が行なわれた。

租税の分野もその例外ではなく、民主的な租税制度が期待され、申告納税制度が創設された。これらの諸制度の根本的な改正にともない、税務代理士制度に対する再検討の認識も高まり、昭和26年、シャウプ勧告をうけて、従来の税務代理士法にかわって税理士法が制定、施行された。シャウプ勧告は、「高度の法律知識と会計技術とを有する専門的職業群の存在」、「税務官公署と併立した独立の専門職業家の制度」を期待した極めて進歩的なものであったが、その反面、「税務代理士の活動の監督は厳重に行なわなければならない」という後退的な要素をも内在していた。そのゆえか新税理士法は、一面で資質の向上確保のために試験制度を導入する等の積極的な改正を行なってはいるが、他面でいわゆる取締立法といわれ、また税務行政の補助機関とされた税務代理士法の性格を払拭することができなかった。

このことは、税理士法が税理士の職責を規定するにさいし、「中正な立場において」、「納税に関する道義を高めるよう」等の曖昧で不明瞭な表現を用いた点にもあらわれている。

税理士法は、その後何回かの一部改正を経て現在に至っているが、これらは、改正というよりもむしろ後退的色彩の強いものであった。昭和39年、政府から提案された税理士法改正案が業界の総力をあげての反対により廃案となったことは記憶にあたらしいところである。その後、日本税理士会連合会においては、税理士制度調査会を設け、各界の有識者を委員に迎えて、税理士制度について国民的立場にたって根本的な検討を加えた結果、昭和43年12月、「わが国における税理士制度の在り方についての答申」をうけるに至った。この答申をうけて、日本税理士

会連合会は、同答申に対する13単位税理士会の意見を聴取、その意見をもとに、昭和45年7月、「税理士法改正に関する第1次試案」を立案、これに対し約6ヶ月間にわたって単位税理士会から意見を聴取した。

その後さらに、それらの意見をもととして慎重審議をかさねたうえ、昭和46年5月、最終案ともいふべき「同第2次試案」をとりまとめるに至った。

その後、日本税理士会連合会は、昭和46年10月、起草団を設けて、同第2次試案を基礎としてつぎのとおり「税理士法改正に関する基本要綱」をとりまとめた。

改正の「基本的考え方」

1. 使命の明確化

租税は憲法に由来している。租税法律主義、または、「代表なければ課税なし」の原則確立のための経緯が、近代憲法成立史の主要テーマをなしており、納税義務（憲法第30条）は租税法律主義（憲法第84条）の楯の反面として理解されるべきものとされている。

税理士は、租税に関する職業専門家であり、納税者の代理人として実定法による納税義務の実現および権利救済に奉仕することは当然であるが、さらに、租税の憲法的意義をふまえて、租税制度全般にわたって国民の権利を擁護すべき立場を堅持すべきものと認められる。

したがって、現行税理士法の「税理士の職責」についての第1条の規定を基本的に改め、「税理士は、租税に関する国民の権利を擁護し、納税義務の適正な実現をはかる」ことを「税理士の使命」として宣言的に規定して、税理士制度の本質を明確にすることが強く要請される。

なお、税理士は、もともと受任者として委任の本旨にしたがって、善良なる管理者の注意をもって、委任事務を処理すべきであるが、そこに、さらに誠実さが加えられることが要請され、職務上一般人以上の高度の道義に律せられるべきは当然である。

また、租税は近代国家にとって不可決なものであるため、税理士は、租税制度の維持ならびにその進歩改善に努力しなければならないことも当然である。

したがって、これらのことも税理士の使命に加えて規定されるべきものである。

そして、このような本質的性格を有する税理士制度に脱皮するために、「税理士の使命感」をあたらしい理念として、税理士法の各条項にわたって検討を

加え、改正を要する事項と、その理由とを明らかにした。

なお、各条項の討議にさいして、とられた「基本的考え方」はつぎのとおりであり、それらのすべての根源は、「税理士の使命」に求められるのであるが、そもそも税理士制度は国民のためにある以上、本要綱の作成にあたっては「国民のための税理士制度の確立」という理想がその底に一貫して流れていることを忘れてはならない。

また、税理士制度を医師、弁護士等の制度に比較するとき、その歴史が浅いためか、業務、資格等についての純粹、独立性ともいうべき点で、後進的性格を残している。

このような現状を打破して、税理士制度の本質およびその機能が社会的に高く評価され、真の自由職業として他の職業に侵犯されない固有の職業分野を確立し、この制度の社会的地位が向上することを強く期待して作業が進められたことも銘記すべきである。

2. 資質の確保、向上

税理士の使命は崇高で、その業務は国民の権利、義務に直接関連があるため、その資質の確保、向上をはかる改正がなされるべきであり、税理士の資質の向上については、知識、技能と人格、品性の両面にわたって検討されるべきものである。

(1) 税理士試験等資格取得制度の根本的改正

自由職業といわれる弁護士等の資格取得制度は、高度の試験によることが原則であり、無試験で資格を取得できる特権のある者を、最高裁判所判事、大学教授等きわめて小範囲のものに限定し、その他は、機会均等の意味からもひろく門戸を開放する一方、あわせて上記の原則を貫いている。

しかるに、現行税理士法は、試験制度を採用してはいるが、弁護士等の試験に比較するとき、安易に過ぎるとの批判を免れないとともに、無試験で資

格を付与される者等特権ある者が広範囲にわたっている。

また、昭和31年に5年間を限って暫定的に設けられた特別試験が未だに廃止されないで存続している。

税理士がその使命を完遂し、社会的機能を十分に果すためには、一般教養のほかに高度の税法および会計に関する専門的知識を有すべきことは当然である。

それゆえに、試験制度、資格取得制度を抜本的に改正し、弁護士等の制度に比肩しうるものとするを理想として検討を加えてきたのであるが、特別試験制度の存在が、大きな障害となって理想的制度への前進を不可能ならしめた。

特別試験は、税理士制度の本質に背馳する多くの重大な欠陥と矛盾を内蔵しており、このまま存続するときは、税理士制度を崩壊に導くことは必定である。

理想的試験制度、資格取得制度への飛躍前進のために、特別試験は一日も早く廃止される必要があり、今回の税理士法の改正にさいしては、他の一切の事項に優先するといっても過言でない。

(2) 税理士倫理の確立

税理士として、高度の使命を果し、その職責を遂行するためには、深い教養を保持するとともに高い品性の陶冶に努めなければならないことは当然である。税理士会が懲戒権を取得し、自主性を確立することとあわせて、税理士倫理の確立が期待されるゆえんである。

よって、ここに、あらたに税理士の倫理規定を導入し、精神的な規定をもってその旨を明確にするとともに、紀律規定の整備を図ることが必要である。また、税理士でない者の税理士業務の制限に関する税理士の倫理の問題として、「税理士は、税理士でない者に雇用されて、その者の業務の一環と

して税理士事務を行なうこと、ならびに税理士でない者との提携を禁止することとするとともに、公務員であった者が離職後税理士業務を行なうにあたっては、在職中の地位を利用した不当行為のないよう、その制限を強化すべきである。

3. 自主権の確立

税理士の使命は、国民の租税に関する権利の擁護と義務の履行をはかることを目的としている。

また、公務員は、日本国憲法において、「この憲法を尊重し、擁護する義務を負う」（第99条）ことが定められているのであるから、税務当局が、国民の権利を擁護し、納税義務の適正な実現をはかる責務を有することもまた当然である。

したがって、税理士と税務当局とは同じ使命と責任を有することとなるが、立場の相違から、税法の解釈適用あるいは事実の認定に関連して対立関係に立つ場合のあることは避けられないことである。

このような場合に、納税者の代理人である税理士は、納税者の権利を擁護するために税務官公署と対等の立場に立つ自由職業人として、権力的な拘束をうけることなしに、自由闊達に、その主張を述べ、折衝にあたるべきことも当然で、このような立場がつねに税理士に保障されていなければならない。

しかるに、現行税理士法では、税理士の懲戒権および税理士業務の適正な運営を確保するための質問検査権が国税庁長官にあり、また、税理士会および日本税理士会連合会の会則等に関する監督、ならびに、その他一般的監督権は大蔵大臣が保有するなど、税理士および税理士会は税務当局から監督される立場に置かれている。しかし、税理士がこのような立場におかれていることは、納税者の権利を擁護することを困難にし、その使命の達成が危ぶまれる。

弁護士・税理士等は、本来的に自由職業人であって、公共の福祉に反しない限り、監督官庁を持たないことが当然とされるべきで、弁護士の場合は、新憲法施行後に懲戒監督について自主性を持つに至っている。

したがって、税理士法も弁護士法の先例にならない、会則その他一般的監督権および懲戒権ならびに税理士業務に関する質問、検査権等は、税理士会および日本税理士会連合会の自主性に委ね、その手続および救済規定を整備する必要がある。

なお、懲戒処分 of 効力の発生時期は、判決の確定したときであることを明確にするとともに、懲戒処分の手続きに付された税理士は、その手続きが終了するまで登録抹消の請求ができないように規定を整えるべきである。

また、税理士の登録については、登録即入会の制度に改めるとともに、登録の進達および取消についての規定を整備すべきである。

4. 業務の拡大と整備

税理士がその使命を全うするためには、税理士業務を拡大するとともに合理的に整備する必要がある。すなわち、税理士は、ひろく国税および地方税に関する事務を行なうことを税理士の業務とすべきである。

ところで、現行税理士法は、対象税目について限定列挙しているが、これは包括的な規定に改めるべきである。また、税理士は、納税者の権利を擁護すべき使命を有するのであるから、事案関与の最初から訴訟の段階に至るまで一貫して代理機能を尽すことが望ましいので、弁護士法にならって、税務訴訟事件に関しては税理士が訴訟代理人となる途をひらくべきものと認められる。なお、税理士が税理士業務を行なう過程で企業の会計業務を扱っていることは周知の事実であるので、その実態にあわせて会計業務を税理士の付随業務に加えることが適当である。

5. 権利義務の拡充と整備

税理士が、その使命および職責を果すためには高い資質が要請されるとともに、税務官公署の監督から離脱すべきことはすでに述べたとおりであるが、なお税理士の権利義務についても拡充・整備される必要がある。

現行税理士法は、義務のみ多くして権利なきもの、といわれている。このことは、調査の事前通知や、計算し、整理した書面を提出した場合における意見の聴取などの規定はあるが、その措置の有無は行政処分の効力に影響がない、とされている点からもうかがえる。

弁護士は、刑事訴訟法において弁護人として、被告人の正当な利益を保護するために包括的な代理権を有するほかに、固有権を有するものとされている。

したがって、税理士の場合も、規定の整備を行なって、調査の事前通知および意見の聴取を税理士の権利とし、その措置の有無が行政処分の効力に影響をおよぼすことを明確に規定するとともに、税理士は、その関与する事案について、税務官公署に対し、書類の閲覧、謄写および撮影の請求をする権利を有するものとすべきである。

また、義務に関する規定のうち、帳簿作成の義務、報酬の制限等については税理士会の自主性に委ねるほか、税理士の事務所の名称を統一し、その数は一ヶ所に限定すべきである。

6. 税理士業務の制限の徹底

税理士業務を、いわゆる独占業務として、税理士でない者がこの業務を行なってはならないとした理由は、これらが国民の権利義務に重大な影響があり、きわめて高い公共性が要請されるとともに、税法の内容が複雑多岐にわたっているために、高度の専門的知識を有する者でなければ正確適正にこれを処理できないことと、とくに財産権にかかわるものであるため、これを扱う者の人格

品性の陶冶が要請されることによる。ところが、一方では非税理士行為や類似行為があとを絶たず、そのために、国民の正当な権利が不当に侵害されている事例が多く見受けられる。

したがって、専門的知識と人格品性についてなんらの保証が得られない非税理士による税理士業務の制限が一層厳格に要請されなければならない。

そこで、現行税理士法の業務制限に関する規定を明確にし、非税理士が税理士業務の周旋をすることなども、税理士業務の制限違反に該当する旨を明確にする必要がある。

このことについては、税理士の側からも非税理士との提携等についての禁止規定を設けるべきことについて、税理士の倫理の項で述べたとおりである。

なお、臨時の税務書類作成等の資格付与制度は、税理士業務を独占業務とした税理士法の趣旨に反するので廃止されるのが当然である。また、いわゆる通知弁護士・通知公認会計士制度も、税理士制度の統一的な運用のために廃止すべきである。

第1 税理士の使命

「標題」を税理士の使命とし、つぎのように改める。

- (1) 税理士は、納税者の権利を擁護し、法律に定められた納税義務の適正な実現をはかることを使命とする。
- (2) 税理士は、前項の使命にもとづき、誠実にその職務を行ない、納税者の信頼にこたえるとともに、租税制度の改善に努力しなければならない。

(理由) 現行税理士法は、「中正な立場」という曖昧な表現と、大蔵省・国税庁の税理士会および税理士に対する直接の監督権とがあいまって、税理士制度を、たんに税務行政の補助機関としてとらえているきらいがある。

近代国家では、国民と国家は平等の法主体者であり、ともに法の支配を受け、租税を国民の発意ある立法事項とすることにより、権利義務関係、すなわち法律関係としている。

社会情勢、経済活動の進展は、納税者の代理人として税理士制度を生み出し、税理士をして、納税者の良き代理人としての職業専門家を期待している。

したがって、税理士は、租税法律主義にもとづき、納税者の権利を擁護し、適正な納税義務の実現を図ることを使命として明確に規定するとともに、誠実にその職務を行ない、租税正義の実現のために、租税制度の改善に努力すべきことを明定することは、税理士制度に対する社会的要請に応えるゆえんである。

第2 税理士の倫理

あらたに税理士の倫理規定を明確にし、つぎのように規定する。

税理士は、その使命にかんがみ、つねに深い教養の保持と、高い品性の陶冶に努め、税理士業務に関連する法令と実務に精通しなければならない。

(理由) この規定は、「税理士の使命」にかかげる、高度な社会公共的職務を果すためと、自主権を獲得し、自主性を高めて行くための前提要件として、税理士がいかにあるべきかを定める精神的規定である。

第3 税理士の業務

1. 対象税目

現行の限定列举を改め、包括的に規定する。ただし、税理士の独占業務とすることが不適当な税目は、独占業務から除外する。

(理由) わが国の申告納税方式は、現在、直接税のみでなく間接税にもおよんでおり、また、国ならびに地方の財政上および政策上の要請により、税目の改廃、または新設がしばしば行なわれている。ところが、現行税理士法第2条は、税理士業務の税目を限定列举しており、これでは税目の改廃、新設に対応しがたい。したがって、税理士業務の対象となる租税の範囲は、包括的に規定すべきである。

ただし、関税、とん税、通行税など、税理士の独占業務とすることが必ずしも適当でない税目については、税理士以外の者でもその業務を行なうことができることとする。

2. 独占業務

(1) 税務代理

「その他の事項（訴訟を除く。）につき代理すること。」を改め、「主張、陳述その他の事項（訴訟を除く。）につき代理すること。」と規定する。

(理由) 公法、私法を問わず、代理の規定は、特殊な事項を除き、ひろく一般に認められている。しかるに、現行税理士法第2条第1号における「その他の事項」の文言は明確を欠くので、これを「主張、陳述その他の事項」と具体的に改め、税理士が納税者の代理人と

して、その使命を十分果せるようにすべきである。

(2) 税務書類の範囲

税務官公署へ提出することを直接の目的として作成する財務書類、その他の書類は税務書類であることを明確に規定する。

(理由) 現行税理士法第2条第2号では、申告書、申請書、請求書その他税務官公署に提出する書類を作成することを税理士の独占業務としている。「その他税務官公署に提出する書類」とは、税法の規定にもとづいて提出する一切の書類を指すものと考えられるが、たとえば法人税の申告書に添付すべきものとされている財務書類が、これに該当するかどうかが、必ずしも明確ではない。そこで、税務官公署へ提出することを直接の目的として作成する財務書類、その他の書類についても税務書類であることを、法文上明確に規定すべきである。

(3) 税務相談

税務書類の作成についての相談も、税務相談に含まれる旨、明確に規定する。

(理由) 現行税理士法第2条第3号においては、税務書類の作成についての相談が、税務相談に含まれるかどうか、法文上明確を欠くので、税務書類の作成に関する相談も、税務相談に含まれる旨、明確に規定すべきである。

また、「相談に応ずる」とは、具体的にどのようなことをいっているのか、必ずしも明確ではないが、税理士法の目的からすれば、納税者が当面する個別的事案につき、専門的知識を提供することであると考えられるから、ここでは、当然に個別事案と解され、一般的、普遍的なものは含まれないであろう。これに関し、その個別、具体性をさらに明確にすべしとの意見もあるが、納税者が必要とする相談事案は、課税標準および税額に直接

関連するものばかりではなく、租税法令上の権利、義務の一切におよぶので、とくにこのように限定すべきではない。

3. 付随業務

(1) 会計業務

税理士は、税理士の名称を用いて、他人の求めに応じ財務書類を作成し、財務に関する相談に応じ、その他財務に関する事務を行なうことができることを、明確に規定する。

(理由) 会計業務は、法人税、所得税等の課税標準および税額を算定するさいの前提条件であり、税理士の業務の主要な部分をなしている。これは、租税についての税務代理および税務書類の作成に欠かすことのできない要件である。したがって、税理士のこのような社会的機能を重視し、税理士が、その名称を用いて、会計業務を行なうことができる旨、法文上明確に規定すべきである。

(2) 税務訴訟代理

税理士は、租税に関する訴訟について、訴訟代理人となることができる旨規定する。

(理由) 税務訴訟においては、とくに租税法令および会計に関し、専門的な知識と実務応用能力とが要求される。

したがって、弁理士が一定の裁判所を専属管轄とする特許等の審判事件に関し、訴訟代理人たる資格を有していると同様に、税理士に税務訴訟に関する代理人としての資格を付与することが実際的である。このことは、納税者の権利を擁護することを使命とする税理士の社会的な役割からしても、事案関与の当初から訴訟の段階に至るまで一貫して代理機能を果たすこととなり、当然に要請されるべきことである。

民事訴訟法第88条に補佐人制度があるが、この制度を活用することにより、直ちに納税者の権利救済に万全の保障がえられるわけでもない。一方また、弁理士法第9条の規定にならい「税務に関する事項について裁判所において当事者または訴訟代理人とともに出頭し、陳述することができる。」旨、税理士法に規定すれば足りる、との見方もあるが、税務に関して税理士に訴訟代理権を与えることは、納税者が、租税法令および会計に関する専門家を税務訴訟の代理人として依頼できる途を開くこととなり、納税者の権利救済の実現に役立つこととなる。

第4 税理士の資格

1. 税理士の資格付与

税理士の資格は、税理士法立法の本旨にも照らし、税理士試験に合格した者にだけ付与することとし、弁護士および公認会計士に無条件で税理士となる資格を与えている現行制度は廃止する。

(理由) 資格試験の本質は、その資格を付与するに値する学識と能力の有無を判定するためのものであるから、その資格試験に合格した者にだけ資格が与えられ、その試験を経なければ資格が与えられないことが制度上の原則でなければならない。現行税理士法では、弁護士と公認会計士は無条件で税理士となる資格を認められているが、弁護士は司法試験により、公認会計士は公認会計士試験によって、それぞれの資格に値する学識と能力の判定をうけているが、税理士となる適格性の判定は未だうけていないのであるから、無条件で税理士の資格を与えることは不合理である。

税理士の職務は、税法ならびに会計の学識と実務に精通することによってのみ、これを適正に行なうことができる。弁護士は、法律一般に関しては高度の学識を有するとしても、会計の学識と実務に精通しているとは必ずしもいえない。また、公認会計士は、会計学に精通してはいても、必ずしも税務に関する法令と実務に精通しているとはいえない。

したがって、弁護士と公認会計士とについても、税理士の資格を付与するためには税理士試験を課し、税理士としての適格性の判定を経なければならない。

2. 実務経験

実務経験の認定の基準を整備し、現行制度を維持する。

(理由) 現行税理士法第3条では、税理士の資格付与の要件として、税理士試験に合格するとともに、2年以上の実務経験を必要とすることを要件としている。税理士の職務の重要性にかんがみ、この程度の要件は必要であるので、現行制度を維持することが適当である。ただし、実務経験の認定が形式にながれ、この制度の趣旨が十分に活かされていない憾みがあるので、実務経験を認定する基準を整備し、厳格に規定すべきである。

第5 税理士の試験制度

試験制度の改正は、特別試験制度を完全に撤廃後抜本的に行なわれるべきである。

(理由) 税理士が、その使命を完遂し、社会的機能を十分に果たすためには、一般教養のほか、高度な、税法および会計に関する専門的知識を有すべきことは当然である。したがって、試験制度・資格取得制度を抜本的に改正し、弁護士等の制度に比肩しうるものとするべきものと考えられ、この基本方針のもとに試験制度について検討されたのであるが、特別試験の存在が大きな障害となって、試験制度の改正案を確定できない。

このため、一般試験は、当面現行法のままとし、その改正は、特別試験全廃後に持ち越さざるをえない。

1. 特別試験制度

廃止する。

- (理由) (1) 特別試験制度は、一般試験制度との矛盾が極度にはげしいばかりでなく、この制度の存続は、税理士が、税理士法改正の目標としている、租税法律主義の基盤に立って、納税者の代理人としての権利を擁護する、という高い社会公共的使命を有する税理士制度を築くうえで最大の障害である。
- (2) 税理士試験は、税理士の使命達成に適格な資質をそなえているかどうかを判定するためのものであり、その資格付与には高度の国家試験を課するのを原則とするのは当然である。国が実施する資格試験であるからには、ひろく全国民に門戸を開放するとともに、同一の試験によって、その資質と知識が検証されなければならない。
- (3) 税務官公署に一定年限以上勤務したことをもって、試験科目や試験内容に特別の取扱いをし、無試験にも等しいような合格率をもって税理士の資格を付与している特別試験を受験できる税務職員は、一般試験受験者に較べてまさしく特権階級である。日本国憲法が、「すべて国民は、法の下に平等であって……差別されない」としている趣旨からみても、このような不合理な差別と特権が許されるべきではない。このような差別試験は、資格付与の制度としてはなほだ疑問であり、特別試験は違憲の疑いさえある。
- (4) 他の国家試験における立法例をみても、代書的業務が主体となっている職業専門家の場合には、行政官庁における実務経験にもとづき、無試験による資格付与制度が存在する例はあるが、税理士は、その使命と業務にみられるごとく、納税者の権利、義務に直接関連する高度な社会公共的業務であり、その業務を遂行するためには、高度の法律、会計の専門的判断を必要とする。税理士は、書類の作成や事務折衝を主たる業務としていないことは明白である。税務官公署に永年勤続した者の退職後の生活保障的役割を税理士制度に求めるべきではない。
- (5) 特別試験制度を存置することは、税理士制度が、税務官公署の補助機関となり、かつ、税務行政の一端を税理士が分担するかのとき認識を納税者・国民に与えその結果、納税者の信頼を失ない、税理士制度を崩壊させる原因ともなる。
- (6) 昭和46年3月現在、未登録の、いわゆる潜在税理士が1万6千名（うち、1万4千名は特別試験合格者）をこえており、登録税理士の70%にも達している。
- 最近の10年間に、登録税理士の数は2倍となったが、中小企業の数は30%弱の増加と考

えられる。昭和40年から、登録税理士の増加のうち、一般試験の合格者は毎年12%づつの増加であるが、特別試験合格者の登録は3倍となっている。現在、1万4千名以上に達している未登録の特別試験合格者と、今後、国税関係公務員およびその数倍におよぶ地方税関係公務員からの流入とを考えると税理士の資格そのものが、いわば悪性インフレ的症状を呈しており、登録税理士および登録開業の機会を待っている、いわゆる潜在税理士にとって切実な問題である。税理士制度は、この面からも危機にさらされている。

第6 税理士の登録制度

1. 税理士の登録（登録即入会）

税理士となるには、入会しようとする税理士会を経て、日本税理士会連合会に登録の請求をし、日本税理士会連合会に備える税理士名簿に登録されなければならない。

(理由) 税理士の資格を付与されるには、税理士名簿に登録されることを要件とし、登録を受けるには税理士会に入会することを要件としなければならない。ところで、税理士の登録事務は、日本税理士会連合会が、国の行なうべき行政事務の一部を移譲されてこれを代行している。税理士団体の自主性と税理士に対する監督権保持の見地からは、この制度を維持することが適当であるが、登録即入会の原則を明らかにするため、上記のとおり改める必要がある。

2. 登録すべき事項

氏名、生年月日、事務所の所在のほか、事務所の名称を登録事項に加える。

このほかの登録事項、登録申請書の様式、その他の登録に関する細目は、日本税理士会連合会が定める。

(理由) 登録即入会を要件とするため、事務所の名称も登録事項とするのが適当である。

事務所の名称統一については、第7の7（事務所設置の義務）を参照。

なお、税理士団体の自主性保持のため、登録に関する細目は、日本税理士会連合会が定めることとすべきである。

3. 登録調査の権限

資格審査会は、審査に関し必要があるときは、当事者、関係人および官公署その他に対して、説明、陳述または資料の提出を求めることができることとする。

（理由） 現行税理士法では、登録調査についての権限が明示されていないため、登録調査を円滑に行ない、その目的を十分に果すうえに支障をきたしている。したがって、日本税理士会連合会は、国の行政権の一部としての登録事務を代行するとともに、これにともなう資格審査のための調査の権限をも保有することを明文化して、登録事務の円滑化をはかる必要がある。

4. 登録拒否事由

(1) 第24条第7号をつぎのとおり改める。

「税理士の信用又は品位を著るしく害する虞れがあり、その他税理士の使命に照らし税理士としての適格性を欠く者。」

（理由） 税理士の職責を使命と改めたことと、恣意による判断を慎重ならしめるための変更である。

(2) 第24条第1号につぎのものを加える。

不動産鑑定士、不動産鑑定士補、社会保険労務士

（理由） その後の職業立法により、あらたに資格制度が設けられているので実情にあわせる必要がある。

(3) 登録拒否事由につきの2項目を加える。

(イ) 現行税理士法第52条（税理士業務の制限）および第53条第1項（名称の使用制限）に違反し、その行為があった日から2年を経過しない者。

(ロ) 官公署において、国税または地方税に関する事務に従事していた者が、在職中に、自己または他人のために税理士業務の受託の約束をし、または周旋をし、もしくは申出、または他人をしてこれらの行為をさせた場合において、離職の日から2年を経過しない者。

（理由） (イ) 実質的には税理士法第52条および第53条第1項に違反したにもかかわらず、起訴猶予等により処罰の対象とならなかった者の登録を制限するためである。

(ロ) 現職の税務職員が、税理士開業の準備のため、関与先獲得の運動を行なうことを防止するためである。

5. 登録の取消

第25条第1項の「登録を受ける資格に関する重要事項」を明確にすべきである。

（理由）登録申請書に記載すべき事項を記載せず、または虚偽の記載をして登録を受けた者が、のちにその事実が判明したときに、当該登録を取り消すことができるための根拠となるべき重要事項が不明確であるので、具体的に明示すべきである。

6. 登録拒否等に対する救済

(1) 登録を拒否された者および登録を取消された者が、不服申立をした場合の決定権は、日本税理士会連合会に別に設置される不服審査会が保有することとする。

(2) 不服審査会が決定を行なう場合は、事前に必ず、登録を拒否された者およ

び登録を取消された者に意見を述べる機会を与えなければならない。

- (3) 日本税理士会連合会が、不服審査会の決定にもとづいて行なった処分に対し、なお不服のある者は、東京高等裁判所にその取消の訴えを提起することができる。

(理由) 現行税理士法第24条の2は、審査裁決権を国税庁長官が保有することとしているが、税理士団体の自主性を尊重する見地から、登録拒否等に対する不服申立てについての決定権は、日本税理士会連合会に別に設置される不服審査会が保有することとし、なおこの決定に不服のある者は、行政事件訴訟法にもとづき、東京高等裁判所にその取消の訴えを提起して救済を求める途をひらいておくことが適当である。

第7 税理士の権利および義務

1. 税理士の代理権限等

- (1) 税理士は、税務代理をするときには、代理の範囲を明示した委任状を税務官公署に提出することとし、この場合において提出する税務書類には、税理士の署名押印だけで足りるものとする。
- (2) (1)の場合および税務書類の作成の場合の税理士の署名押印には、弁護士たる税理士、または公認会計士たる税理士である旨の付記は不要とする。

(理由) (1) 税理士が税務代理をするときは、委任者の署名押印した委任状を税務官公署に提出して、代理権限およびその範囲を明確にするとともに、代理権を有する税理士が提出する税務書類には、税理士の署名押印だけで足りることとすべきである。

課税標準および税額の計算が委任の範囲に含まれている場合は、その旨を委任状に明確に記載することが必要である。

- (2) 弁護士たる税理士、または、公認会計士たる税理士である旨の付記は、實際上不要であ

り、これがあるため何らかの差別的取扱があってはならないので廃止すべきである。

2. 調査の通知

税理士が、代理権限を証する委任状を提出した事案について、税務官公署が調査する場合には、一週間前までに、その旨を税理士に通知しなければならないこととする。

(理由) 税務調査において、税理士に立会いの機会を保障するため、税理士の権利として、税務官公署は、税理士の関与する事案についての調査にあたっては、その通知を代理権限を有する税理士に対して、一週間前までに行なわなければならないことを明確にする必要がある。

3. 意見の聴取

税理士が委任状を提出した事案について、税務官公署が、更正または決定もしくは不服申立に対する決定または裁決を行なうにあたっては、税理士の意見を聴取することとし、意見を聴取せずに行なった処分は、取消の原因となることとする。

(理由) 現行税理士法第35条では、計算事項等を記載した書面を添付した申告書について更正する場合と、審査請求事案について調査する場合とに限り、税理士の意見を聴取することとしているが、この意見の聴取の有無は、処分の効力に影響を与えないこととされている。これは、税理士の権利を有名無実としているので、上記のとおり改める必要がある。

4. 処分の通知

代理権を有する税理士が、関与した事案についての更正または決定、もしくは不服申立に対する決定または裁決の通知は、税理士に対して行なうとともに

に、その副本を納税者に送付することとする。

(理由) 税理士の代理権を尊重する見地から当然のことであるが、現行法では、納税者にのみ通知されているため、代理人である税理士が知らずにいて、不服申立期間を徒過するなど、納税者の権利を十分護りえない場合も起こりうる。代理人である税理士に通知すれば、このようなこともなくなり、納税者がその権利を行使する機会を失うような事態を防ぐことができる。

5. 書類の説明、閲覧、謄写および撮影の請求

代理権を有する税理士が、その関与する事案について税務官公署の処分を受けたとき、当該処分を行なった税務官公署に対し、処分の理由となった事実を明らかにする証拠資料および調査事績を記録した書類等について、説明、閲覧、謄写および撮影を請求したときは、これを拒むことはできないものとする。

(理由) 税務官公署が行なった処分の内容を検討して、事実誤認または法令違反の有無を調査する機会を税理士に与えることは、納税者の権利を擁護するとともに、納税義務の適正な実現をはかるために、きわめて必要なことである。この場合の処分には、不服申立ての対象となるすべての処分が含まれるものとする。

6. 報酬の制限

報酬は、日本税理士会連合会が定めることとする。

(理由) 税理士会の自主性を尊重して、その自治に委ね、会則等で定めることが妥当である。

7. 事務所設置の義務

税理士は、税理士業務を行なうため、事務所を設け、税理士事務所と称することとする。また、いかなる場合でも、事務所を2以上設置してはならないこととする。

(理由) 事務所の名称は、非税理士排除のために統一し、また、税理士の資格は一身専属的であるから、税理士事務所は、税理士自身が執務する場所に限定すべきであり、2以上の事務所を設置することは禁止する必要がある。

8. 帳簿作成の義務

現行税理士法第41条（帳簿作成の義務）を削除する。

(理由) 税理士会の自主性を尊重し、会則等に委任することが妥当である。

第8 税理士の懲戒と税理士会の自主性

1. 懲戒およびその救済

(1) 懲戒処分

(イ) 懲戒処分は、日本税理士会連合会に別に設ける懲戒委員会の議決により、日本税理士会連合会会長が行なうものとする。

(ロ) 懲戒委員会は、懲戒処分に関する議決を行なう場合、必ず事前に、当該税理士に弁明の機会を与えなければならない。

(2) 救 済

(イ) 懲戒処分に対する不服申立は、日本税理士会連合会に別に設ける不服審査会に対して行なうものとする。

(ロ) 審理および決定は、不服審査会の決議により、日本税理士会連合会会長が行なうものとし、議決を行なう場合には、必ず事前に、当該税理士に意

見を述べる機会を与えなければならない。

- (ハ) 日本税理士会連合会が、不服審査会の決定にもとづいて行なった処分に対し、なお不服のある者は、東京高等裁判所にその取消の訴えを提起することができる。

(理由) 納税者の権利を擁護することを使命とする税理士に対する懲戒の権限が、国税庁長官に属することは、税理士制度の本来の趣旨と相容れないものであり、税理士の社会的使命を全うするため、上記のとおり改正することが必要である。

2. 懲戒処分の効力発生の時期

懲戒処分を受けた者が救済を求めたときは、懲戒処分の効力は、裁決または判決の確定したときに生ずることを明確にする。

(理由) 従来、懲戒処分を受けた者が行政不服審査法または行政事件訴訟法により救済を求めたときは、その裁決または判決の確定したときに処分の効力が発生するものと解されてきた。これは、懲戒処分を受けた者の人権尊重という観点からはもっとも適切なものである。

3. 現行税理士法の懲戒に関する規定を整備する。

4. 除斥期間

除斥期間を3年とする。

(理由) 現行税理士法では、懲戒処分について時効ないし除斥の規定がないため、何年経過したことでも遡及して懲戒処分を行なうことができる。これは、人権尊重のうえからも重大な問題であり、憲法違反のおそれさえある。

5. 登録抹消請求の制限

懲戒処分の手続に付された税理士は、その手続が終了するまで登録抹消の請求ができないこととする。

(理由) 懲戒処分により税理士業務の禁止の処分を受けた者は、その効力が発生すると税理士の資格を失うので登録が抹消される。ところが一方、業務を廃止したいというみずからの届出によって登録の抹消を請求することができる。この場合には、業務禁止の場合に3年間再登録できないのに対し、業務を再開することによって、いつでも再登録できる。そこで、懲戒処分によって税理士業務を禁止されそうになったとき、これを逆用されるおそれがあるので、それを防止するため、懲戒処分の手続が終了するまで登録の抹消を請求できないこととする必要がある。

6. 大蔵大臣の監督権

大蔵大臣および国税庁長官の権限をつぎのように改正する。

- (1) 税理士会の会則および会則変更（重要事項に限る）は、日本税理士会連合会の承認による。ただし、大蔵大臣が必要と認めたときは、日本税理士会連合会に報告を求めることができる。
- (2) 税理士会の総会の決議および役員就退任は、日本税理士会連合会に報告する。
- (3) 日本税理士会連合会の会則および会則変更は、大蔵大臣が必要と認めたときは報告を求めることができる。
- (4) 日本税理士会連合会の総会の決議および役員就退任は、大蔵大臣が必要と認めたときは、報告を求めることができる。
- (5) 資格審査会委員、懲戒委員会委員および不服審査会委員の委嘱は、大蔵大臣が必要と認めたときには報告を求めることができる。

- (6) 税理士会および日本税理士会連合会の総会の決議の取消および役員解任についての大蔵大臣の命令権は廃止する。
- (7) 大蔵大臣の税理士会および日本税理士会連合会に対する一般的監督の規定は廃止する。
- (8) 税理士に対する監督上の措置は、大蔵大臣が必要と認めた場合に日本税理士会連合会を通じて報告を求めるだけにとどめ、当該職員による税理士に対する質問、検査の権限は廃止する。
- (9) 日本税理士会連合会会長および税理士会会長は、税理士業務の適正な運営を確保するため必要があるときは、税理士から報告を徴し、税理士に質問することができる。

(理由) 税理士は、租税に関し、国民の権利を擁護すべき使命を有し、また納税者の代理人として、その納税義務を適正に実現すべき責務を有しているのであるから、その使命を全うするためには、税務官公署とはつねに対等の立場にならなければならない。

現行法のように、税理士ならびに税理士団体が相手機関の強い監督権に服しているのでは、上記の使命達成のうえに大きな障碍となるばかりでなく、税理士制度の本質そのものをも歪められるおそれがある。

したがって、国税庁長官の税理士に対する監督権を全面的に排除して、税理士に対する監督権は、税理士団体である日本税理士会連合会が保有することとし、税理士の自主性と自律性を尊重するとともに、税理士団体に対する大蔵大臣の監督権も必要最少限にとどめるべきである。また、懲戒委員会、不服審査会をあらたに別に設ける必要があるので、資格審査会を含めて所要の規定を整備すべきである。

7. 総会招集の事前報告義務

税理士法施行令第8条の、総会の招集事前報告義務を廃止する。

(理由) この規定は、税理士会の自主的運営をそこなうので廃止する。

第9 税理士業務の制限等

1. 臨時の税務書類の作成等

廃止する。

(理由) この制度は、緊急事態の発生、もしくはこれに類似するその他特別の必要に備えて設けられた例外的制度であるにもかかわらず、その運用の実態は全く相反したものとなっている。

現在、税理士の数は、税理士法立法の当時と比較して遙かに増加しており、また、税理士会の組織を通じての小企業ないし零細納税者の指導、援助にかなりの成果をあげている。緊急事態の発生等必要があれば、税理士会の責任において、これに対処することは十分可能である。

したがって、この制度を存置する必要がない。

2. 税理士業務を行なう弁護士

廃止する。

(理由) 弁護士法においては、弁護士は、当然、税理士の事務を行なうことができることとなっており、これをうけて、税理士法は、税理士業務を行なう弁護士は、所属弁護士会を通じて国税局長に通知することとなっている。しかし、税理士業務は、その使命から、税理士試験に合格し、税理士の資格において、税理士会に入会して行なうべきであり、税理士業務の統一的な運用という根本的観点からこれを廃止すべきである。

3. 公認会計士たる税理士の特例

廃止する。

(理由) 税理士業務は、その使命から、税理士試験に合格し、税理士の資格において、税理士会に入会して行なうべきである。監査業務を目的とする公認会計士制度から判断して、公認会計士と税理士は異質なものであり、税理士業務の統一的運用、税理士会の自主性ならびに秩序の保持のために廃止すべきである。

4. 公務員であった者の税理士業務の制限

離職後2年間は、離職前2年間に在職した税務官公署の管轄地域の納税義務者について税理士業務を行なってはならないこととする。ただし、国税庁および国税局の職員であった者については、日本税理士会連合会会長の承認を受けた事案については例外を認める。また、離職後2年間に関与した業務の内容を税理士会会長に報告することを義務づける。

(理由) 現行税理士法第42条は、公務員の地位利用による在職中ならびに離職後の不法行為を排除することを目的としたものであるが、現行税理士法第42条の規定が全くその機能を果たしていないために、最近、社会的にも非難の多い退職時の地位等を利用しての不当な業務の拡張が跡をたたない。そこで、期間制限を延長し、業務制限の範囲を明確にすることが必要である。また、この業務制限を保障するため、業務についての報告義務を設ける必要がある。

5. 税理士業務の制限

税理士業務の制限についての第52条の規定をつぎのように改める必要がある。

「税理士でない者は、税理士業務（付随業務を除く。）を行ない、またはこれらの周旋をすることを業としてはならない。」

(理由) 現行法では、税理士事務を周旋することを業とする者を排除する規定がない。そこ

で、弁護士法にもならない、税理士事務を周旋することが税理士法違反となることを明確にするため、この趣旨の規定を設ける必要がある。

現行法には、「税理士会に入会している」の字句があるが、登録即入会の制度に改められると、「税理士会に入会していない税理士」は存在しなくなるので、この字句を整備する必要がある。

6. 税理士の業務制限

「税理士は、税理士以外の個人の使用人、または法人（これに準ずるものを含む）の役員、もしくは使用人として、これらの者の業務の一環として税理士事務を行なってはならない。」こととすべきである。

（理由） 税理士でない者は、税理士業務はできないのであるから、税理士を雇用して、その税理士に税理士事務を行なわせる形態をとっても、使用者は税理士業務を行なうことができないことは明らかであるが、なお一層この点を明確にするために、税理士の側から倫理規定の一部として、税理士以外の個人または法人の使用人等として、これらの業務の一環として、税理士事務を行なってはならない旨の規定を新設する必要がある。

7. 非税理士等との提携の禁止

「税理士は、税理士業務の制限（現行税理士法第52条）、名称の使用制限（現行税理士法第53条）の規定に違反するものから業務の周旋をうけ、またはこれらの者に自己の名義を利用させてはならない。」こととすべきである。

（理由） 税理士業務の制限の規定に、周旋を業とすることも追加して税理士法違反とするにしたのであるが、なお、税理士の倫理規定として、税理士の側から、業務の周旋をうけ、または自己の名称を利用させてはならない旨を明確にする必要がある。

昭和55年税理士法改正法案要綱

税理士制度の実情等に顧み、次により税理士法の一部を改正するものとする。

一 税理士の使命

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とすることとする。(第1条関係)

二 税理士の業務

1 対象税目の範囲の拡大

税理士業務の対象税目は、通行税、印紙税、登録免許税、関税、法定外普通税等を除く全税目とし、料理飲食等消費税、自動車税、自動車取得税等については、行政書士も税務書類の作成を業として行うことができることとする。(第2条、第51条の2関係)

2 業務の範囲の明確化

- ① 税務代理は、申告、申請、請求等につき代理し、若しくは代行し、又は当該申告等若しくは税務官公署の調査等に関し税務官公署に対してする主張若しくは陳述につき代理し、若しくは代行することをいうことを明らかにする。(第2条関係)
- ② 税務書類の作成は、租税に関する法令の規定に基づき、作成し、かつ、税務官公署に提出する申告書、申請書、請求書等を作成することをいうことを明らかにする。(第2条関係)
- ③ 税務相談は、申告等、税務官公署に対する主張若しくは陳述又は申告書等の作成に関し、課税標準等の計算に関する事項について相談に応じることをいうことを明らかにする。(第2条関係)

3 付随業務に関する規定の新設

税理士は、他の法律において業務として行うことが制限されている事項を除き、税理士業務に付随して、税理士の名称を用いて、財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務を業として行うことができる旨の規定を設ける。(第2条関係)

三 特別税理士試験制度の改正

特別税理士試験制度を廃止し、23年以上(事業税等以外の地方税に関する事務にあっては28年以上)の実務経験を有する税務職員で5年以上管理的地位又は専門官の地位にあったもののうち、税理士審査会が指定した研修を修了したものについては、会計学の試験を免除することとする。なお、現行の特別税理士試験制度は、5年間、経過措置として存置する。(第8条、附則第30項関係)

四 登録即入会制への移行

税理士会への入会について現行の間接強制入会制を登録即入会制に改めるとともに、通

知公認会計士制度は廃止することとする。なお、改正法の施行日前に国税局長に通知をして税理士業務を行っていた公認会計士たる税理士は、施行日以後3年間は従来どおり税理士業務を行うことができることとする。公認会計士は、当分の間、国税局長の許可を受けて、その行おうとする税理士業務の規模が小規模なものとして委嘱者の数等が一定の規模の範囲内である場合に限り、税理士業務を行うことができることとする。（第49条の7、旧法第51条の2、附則第37項～第44項、改正法附則第24項関係）

五 権利及び義務

1 他人が作成した申告書の審査に関する書面の添付制度の創設

税理士は、他人の作成した申告書につき相談を受けて審査した場合において、当該申告書が租税に関する法令の規定に従って作成されていると認めるときは、審査した事項等を記載した書面をその申告書に添付することができることとし、税務署長等は、その申告書に係る租税について更正する場合にその更正の基因となる事実について税理士が審査したと認められるときは、原則として、あらかじめ、税理士に対し意見を述べる機会を与えることとする制度を設ける。（第33条の2、第35条関係）

2 税理士会による報酬の制限

税理士報酬の最高限度額については、国税庁長官が定める制度を改め、税理士会が会則においてこれを定めることとする。（旧法第39条関係）

3 税理士事務所の規制の強化

税理士事務所は、所要の経過措置を講じたうえ、一人1事務所に限ることとし、かつ、これに統一的な名称を付することとする。その名称の使用を制限することとする。（第40条、第53条、改正法附則第16項関係）

4 帳簿の記載事項の簡素化等

税理士業務に関する帳簿の記載事項を簡素化し、その様式を日本税理士会連合会の会則において定めることとする。同時に、記帳義務違反に対する罰則の規定を廃止する。（第41条、旧法第63条関係）

5 税理士の使用人等に対する監督義務の明示

税理士は、使用人その他の従業者に対して適切な監督を行うべきことを明らかにする。（第41条の2関係）

6 助言義務に関する規定の新設

税理士は、税理士業務を行うに当たって、委嘱者が不正に税を免れている事実、不正に還付を受けている事実又は課税標準等の計算の基礎となるべき事実を隠ぺいし、若しくは偽装している事実があることを知ったときは、直ちにその是正をするよう助言しなければならないこととする。（第41条の3関係）

六 懲戒

1 懲戒手続の合理化

懲戒権者を大蔵大臣とするとともに、大蔵大臣は、懲戒処分をするときは、税理士審査会に諮りその議決に基づき行わなければならないこととする。（第45条～第48条関係）

2 税理士審査会の設置

税理士試験委員を改組して税理士審査会とし、税理士審査会に委員のほか、試験委員及び懲戒審査委員を置き、懲戒審査委員は国税・地方税職員、税理士及び学識経験者をもって構成し、懲戒処分につき審査を行わせるものとする。（第48条の2～第48条の10関係）

3 懲戒処分の効力発生時期の適正化

懲戒処分の効力発生時期について、懲戒処分が確定した時を懲戒処分を受けた時に改める。（第4条、第28条、第48条、第61条関係）

七 税理士会及び日本税理士会連合会

1 税理士会の分割

一局一会制を原則とするが、税理士は、税理士会の会員の数が一定数を超える場合において、当該税理士会からの請求により国税庁長官がその税理士会が設立されている区域内において新たに税理士会を設立することができる区域を定めたときは、その区域ごとに一の税理士会を設立することができるものとする。（第49条関係）

2 会則の絶対的記載事項の追加

税理士会又は日本税理士会連合会の会則に記載すべき事項に税理士会の会員が無償又は著しく低い報酬で行う税理士業務に関する規定、税理士会の会員の研修に関する規定等を加えるとともに、大蔵大臣の認可事項とする。（第49条の2、第49条の13関係）

八 その他

その他所要の整備を行う。

税理士法改正に関する意見(タタキ台)

日本税理士会連合会制度部

II 資格取得制度の整備

4. 受験資格要件（第5条）

税理士試験の受験資格は、司法試験や公認会計士試験が広く一般的に受験できる門戸を開放しているのと比べ、税理士法第5条の規定により一定の事務経験又は資格を要件としている。

現在、税理士業務の補助業務に従事した者は、第5条第1項第6号の規定により「従事した期間が通算して5年以上」で受験資格を得られることとなっている。税理士業務の補助者は、その補助業務を遂行するにあたって、税理士業務に必要とされる全般的な専門的知識（税法及び会计学等）を求められている。第5号に規定されている法人等の会計事務に従事していた期間と同じであり、不合理な規定となっている。一方、第2号の規定では税務官公署における事務に従事した者は、「従事した期間が通算して3年以上」とされているが、税理士業務の補助者は、これと比べ実務経験の度合いにおいてほとんど差異を見出すことができないことから、少なくともこの二者間の受験資格要件年数を同一とすべきである。

なお、「税理士法の要改正項目及びその問題点に関する報告書」において提起された「全国高等学校簿記コンクールにおける入賞者」に対する受験資格付与については、第11号に規定されている「税理士審査会が法律学又は経済学に関し前2号に掲げる者と同等以上の学識を有するものと認定した者」を適用し、税理士審査会において判断するべきものと思料する。

【改正案】

（受験資格）

第5条 次の各号の一に該当する者は、税理士試験を受けることができる。

六 税理士又は税務代理士の業務の補助の事務に従事した期間が通算して3年以上になる者

七 弁護士、公認会計士、会計士補又は監査法人の業務の補助の事務に従事した期間が通算して5年以上になる者

八 弁理士の業務に従事した期間が通算して5年以上になる者

（現行第6号を第6号と第7号に分けて規定し、以下順次繰り下げる。）

5. 試験科目の一部の免除（第8条）

特定の者に一定の資格を付与する方法としては、一般的には試験制度が採用される。共通の試験に合格した者に資格を付与することが最も公正で、平等であるからである。

昭和24年来日したシャープ税制使節団は、税務代理士の状況を認識したうえで、納税者の代理人のあるべき姿として①税法の専門家として②納税者の代理を立派につとめ③納税者が税務官吏に対抗するときの専門家群として位置づけ、したがって、税務代理士階級

の水準が相当引き上げられることが必要である旨勧告している。

この勧告を受け、昭和26年、議員提出法案として提案され成立した「税理士法」は、それまでの税務代理士が試験制度によらず大蔵大臣の認可制であったものを改め「試験制度」を導入した。

試験は、税理士の使命を達成し、納税者の信頼に応えるために必要な資質についての検証を行う制度であり、例外的措置である試験免除制度を幅広く設けることは、その資格の社会的評価を低めることになりこそすれ、決して高めることにはならない。

税理士法第8条に規定される試験科目の一部免除制度は、「次の各号の一に該当する者に対しては、その申請により、税理士試験において当該各号に掲げる科目の試験を免除する。」としており、以下に掲げる通りとなっている。

第8条第1項	免除資格要件	税法	会计学	全免除
1号	法律学、財政学の大学教師3年以上及び博士、修士	○	—	—
2号	商学の大学教師3年以上及び博士、修士	—	○	—
3号	会計士補	—	○	—
4号	国税に関する賦課・立法 10年以上	○	—	—
5号	国税に関する事務 15年以上	○	—	—
6号	地方税に関する法律の立案 10年以上	△ <small>地方税のみ</small>	—	—
7号	地方税に関する事務 15年以上	△ <small>地方税のみ</small>	—	—
8号	地方税に関する賦課の立法(6号) 15年以上	○	—	—
9号	地方税に関する事務(7号) 20年以上	○	—	—
10号イ	4号から6号該当者で管理職5年を含む23年以上かつ指定研修	○	○	○
10号ロ	7号該当者で管理職5年を含む28年以上かつ指定研修	○	○	○
10号ハ	10号イの28/23+10号ロ=28年以上かつ指定研修	○	○	○

第8条第1項第1号の法律学又は財政学の修士と、2号の商学の修士となることにより(ダブルマスター)、税理士試験を回避、抜け穴とする弊害が目立っている。学位取得者については、現在修士が含まれるが、教授、助教授又は講師、博士と同等の免除となっており、均衡を欠くものとなっている。したがって、当面、2つの学位を授与された者については、選択によりそのいずれかの学位による科目免除に限定すべきである。また、税理士業務とは直接的な係わりをもたない刑法、経営学を修めた者にまで、税理士試験を免除している点は今後引き続き学問領域等の検討を行い改善していくべきである。

一方、官公署において国税又は地方税に関する事務に従事した期間が相当年数になる者は、税法が免除されるほか、第10号の指定研修を修了すれば会计学も免除されることと

なり、実質的には無試験（資格付与）と同様となっている。

したがって、第4号から第9号までの税務職員に対する科目免除の条件である従事期間（10年、15年、20年）を伸長すべきである。また、第10号イ、ロ、ハ（管理職5年を含む従事期間が23年、28年で、かつ、指定研修を修了した者）は、税法に加えて、会計学まで免除するのは一般試験との均衡を失うので、削除すべきである。

要するに、税理士となる資格を有するためには、税法、会計学いずれかの試験に合格した者とすべきである。

【改正案】

（試験科目の一部免除）

第8条第1項第〇〇号 第1号及び第2号に掲げる科目に関する研究によりいずれも修士を授与された者については、その免除を受けようとする科目について選択しなければならない。

- ・第8条第1項第4号乃至第9号に規定する期間を伸長する。
- ・第8条第1項第10号の規定は、削除する。

6. 登録時における、税理士の業務に関する修習制度（新設）

税理士の職責に鑑み、「税理士の資格」要件として、登録申請時における「税理士の業務に関する修習」を加えるべきである。（巻末の「登録申請手続と税理士の業務に関する修習制度のフローチャート」参照）

（1）税理士の業務に関する修習の必要性

近時の企業活動の著しい進展と国家財政機能の積極化は、税制の急激な変革をもたらし、延いては企業の経営戦略における税務対策の重要性を増大させている。

コンピュータの目ざましい発達・普及という社会環境を背景としつつ、財政の積極化と企業家からの税務需要の高度化との間にあって、税理士が適正納税の実現という使命を完うしていくには、従来にも増して税理士のプロフェッションとしての機能を高めていく以外に途はなく、税理士となる資格要件の厳格化が要請される場所である。

租税の本質論を含む租税法概論や税理士法に基づく税理士業務の本質を中核とした税理士制度論の修得、そこから生じる税理士倫理の確立、また、税理士の業務を遂行するうえで必要となってくる民法、商法、税務行政手続に関する法、税務争訟に関する法等の修得は、税理士に必要な適格要件とされなければならない。

このことについて、平成6年9月8日付業務対策部具申「新入会員の研修について」では、次のように述べている（抜粋）。

「税理士制度が、社会における有用な職業専門家の制度として発展していくためには、何にもまして、制度の担い手たるべき個々の税理士の資質によるべきところが大きいことは、論をまたない。」

IV 税理士業務の執行方法の改善

12. 勤務税理士に関する規定（第18条、第40条）

現行税理士法は、税理士事務所に関する規定として、第18条（登録）及び第40条（事務所設置の義務）を置いている。

第18条では、登録事項として、「設けようとする税理士事務所の名称及び所在地」を定め、また、第40条第1項では、「税理士は、税理士業務を行うための事務所を設置しなければならない。」こと及び、同条第3項では、「税理士は、税理士事務所を二以上設けてはならない。」ことが規定されている。これらの規定から、税理士は各々独立した自己の事務所を設けなければならないこととなるが、税理士の実態をみると、他の税理士事務所に勤務して、専ら当該事務所の業務に従事する税理士が増加し、それに伴って、自己の事務所を勤務先の税理士事務所内に設置し、その旨登録するなどの事例も遡増している。

この現象は、税理士が独立してその業務を営むことを予定している現行税理士法による規整の限界を示すものである。したがって、勤務税理士に関する規定を整備して、法の欠缺を是正する必要があり、以下その問題点を指摘する。

第1に、勤務税理士の定義が問題となる。勤務税理士とは、一般的には「他の者と雇傭関係を有する税理士」をいうが、勤務税理士が税理士業務を行うことを前提とした場合、「他の者」は、当然、税理士業務を行い得る者に限定されることとなる。したがって、他の税理士事務所に勤務する税理士のみを勤務税理士とすべきであり、民間会社等はもともと税理士業務を行えないのであるから、それらに勤務する税理士は含めないこととなる。

この場合、弁護士、公認会計士は税理士業務を行い得るが、第49条の6（登録即入会制）の趣旨に鑑み、これらの者に雇傭される税理士を勤務税理士として位置づけることは必ずしも適当ではない。

第2に、勤務税理士の場合、雇傭主たる税理士が主宰する事務所で、専ら当該事務所の業務に従事することとなるから、当該勤務税理士が税理士業務を継続的に執行する場所は勤務先の税理士事務所というべきである。したがって、勤務税理士については、勤務先の税理士事務所を登録させることにより、形式的な事務所の存在を排除することが、登録制度の趣旨にも適うこととなる。

第3に、勤務税理士は、私法上、使用人の地位にとどまるのであるが、委嘱者である納税者と雇傭主である税理士とが委嘱契約を締結している場合において、委嘱契約と第30条（税務代理の権限の明示）に基づく代理権限の授権行為とは別個の行為とみるべきであるから、税理士法上、雇傭主である税理士と委嘱契約をしている納税者について、税理士業務を行えることとするのが妥当である。

以上を踏まえ、勤務税理士については、事務所設置義務の例外を設けることにより、税理士業務を執行する場所と事務所所在地とを整合させ、登録の公証性を担保することとすべきである。

【改正案】

(登録)

第18条 税理士となる資格を有する者が、税理士となるには、税理士名簿に氏名、生年月日、設けようとする税理士事務所、又は、勤務しようとする税理士事務所の名称及び所在地その他大蔵省令で定める事項の登録を受けなければならない。

(事務所設置の義務)

第40条第1項 税理士は、税理士業務を行うための事務所を設置しなければならない。
ただし、他の税理士事務所に勤務するときは、その勤務する税理士事務所を自己の税理士事務所とみなす。

〈参照条文〉

(事務所)

基本通達33 法第40条の「事務所」とは、継続的に税理士業務を執行する場所をいい、継続的に税理士業務を執行する場所であるかどうかは、外部に対する表示の有無、設備の状況、使用人の有無等の客観的事実によつて判定するものとする。

13. 税理法人制度（新設）

(1) 税理士業務の共同化の必要性

近年、経済社会の進展に伴い、企業をとりまく経営環境はますます複雑化、高度化、国際化の度合いを強め、これに伴い、企業の税理士に対するニーズも、税理士固有の業務である税務、会計において多様化し、高度化しつつあることに加え、さらに企業経営全般にわたる広範囲な業務提供が求められている。

このような納税者ニーズの多様化、高度化に対応して、税理士の業務の質的向上が求められており、このような対応の一環として、個人の能力には限界があることから、税理士業務の共同化（共同組織体による業務執行）が有効であるとの認識が、最近、多くの税理士の共通の認識になってきている。

税理士の共同化には次のような有効性がある。

①納税者ニーズが多様化、高度化しつつあることに加え、国際化の進展等、最近の経済取引の実態を反映して、税法の解釈適用も、より複雑になり、事案によっては、個人の能力と経験だけを頼りに処理することが困難な場合もある。そこで、共同組織体による業務執行により、税理士の相互研鑽、分業化、専門化の場が与えられ、また、複数の税理士の目で事案を多角的に検討することが可能となり、迅速かつ的確な事案処理が可能となる。

②国民の意識の変化もあり、税理士の業務上の過誤に対する損害賠償請求の事例が増えることも予想されており、税理士の共同組織体をもってこれに対処することによ

平成13年10月
国 税 庁

改正税理士法のあらまし

経済取引の国際化、電子化・情報化の進展に伴い、税理士に対する納税者等の要請が複雑化・多様化する中で、規制緩和の要請を踏まえつつ、納税者利便の向上に資するとともに、信頼される税理士制度の確立を目指す観点から、税理士法が改正されました。(法:税理士法、令:税理士法施行令、規:税理士法施行規則)

従来の税理士個人で開業する業務形態に加え、税理士法人や補助税理士という新しい業務形態が創設されました。

1 税理士法人制度の創設

従来、税理士が個人として行うこととされていた税理士業務を新たに法人形態でも行い得るよう、税理士法人制度が創設されました。その主な概要は次のとおりです。

- (1) 税理士が共同して税理士法人を設立することができることとなり、その場合の社員は税理士でなければならず、また、その名称中に「税理士法人」という文字を使用しなければならないこととされています。(法48の2、48の3、48の4①)
- (2) 税理士法人は、税理士業務のほか、定款で定めるところにより税理士業務に付随する会計業務などや税理士業務に付随しない会計業務などが行えることとされています。(法48の5、規21)
また、社会保険労務士法施行令において、税理士法人も税理士業務に付随して社会保険労務士業務が行えることとされています。(令附則③)
- (3) 税理士法人は、設立の登記によって成立し、その旨を日本税理士会連合会に届け出なければならないこととされています。(法48の7、48の9、48の10①)
また、税理士法人は、成立の時に税理士会の会員となります。(法49の6③)
なお、税理士法人は、従たる事務所(支店)を設けることもできます。
- (4) 税理士法人の社員は、すべて業務を執行する権利を有し、義務を負うこととされています。(法48の11)
- (5) 税理士法人の事務所(従たる事務所を含む。)には、その所在する地域の税理士会の会員である社員を常駐させなければならないこととされています。(法48の12)
- (6) 税理士法人の社員には、税理士法人の業務との競業禁止規定が設けられています。(法48の14)
- (7) 税理士法人は、社員が一人になった場合には原則解散することとされています。(法48の18②)

改正税理士法のあらまし

- (8) 税理士法人には、合名会社に関する商法の規定(連帯無限責任、代表権等)等を準用することとされています。(法48の21)
- 2 「補助税理士」としての税理士登録
税理士又は税理士法人の補助者として常時それらの税理士業務等に従事する場合には、その従事する事務所等を税理士名簿に登録することにより税理士となることができることとされました。この税理士を「補助税理士」といいます。(法2③、法18、規8二)

税理士の税務に関する専門家としての立場を尊重する見地から、裁判所において補佐人となる制度の創設及び意見聴取制度の拡充が行われました。

1 補佐人制度の創設

税理士は、租税に関する事項について、裁判所の許可を要することなく、弁護士である訴訟代理人とともに補佐人として裁判所に出頭し、陳述をすることができることとされました。(法2の2①)

税理士法人も、その税理士法人の社員又は使用人である税理士に補佐人として陳述させる事務の委託を受けることができますが、その場合、当該税理士法人は、委託者にその補佐人となる税理士を選任させなければならないこととされています。(法48の6)

なお、この規定は、刑事事件の場合には適用されません。

2 意見聴取制度の拡充

従来の更正前の意見聴取制度に加え、計算事項等を記載した書面(法第33条の2に規定する書面)が添付されている申告書を提出した者について、あらかじめ日時場所を通知して帳簿書類を調査する場合には、その通知前に、税務代理権限証書(法第30条に規定する書面)を提出している税理士又は税理士法人に対し、添付された書面に記載された事項に関し意見を述べる機会を与えなければならないこととされました。(法35①、48の16)

なお、この税務代理権限証書が第八号様式として新たに定められるとともに、計算事項等を記載した書面について所要の見直しが行われ、第九号様式及び第十号様式が定められました。(規15、17)

税理士試験制度に関し、受験資格要件の緩和が図られるとともに、試験科目の免除制度の見直しが行われました。

1 受験資格要件の緩和

職歴による受験資格について、必要な実務経験年数が一律3年以上とされるとともに、新たに社会保険労務士、不動産鑑定士又は不動産鑑定士補の業務に3年以上従事した者に受験資格が認められることとされました。(法5①二、令5)

また、学歴による受験資格について、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められるいわゆる専門学校(専修学校専門課程)修了者で法律学又は経済学を修めたもの等についても、新たに受験資格が認められることとされました。(法5①三、規1の3)

2 学位取得等による試験科目の免除制度の見直し

改正税理士法のあらまし

- (1) 学位取得等による試験科目の免除等の対象となる研究等の内容が、①税法に属する試験科目の免除等については、法律学又は財政学に属する科目に代えて税法に属する科目等に限定され、②会計学に属する試験科目の免除等については、商学に属する科目に代えて会計学に属する科目等に限定されました。(法7②③、8①一二、規2の2)
- (2) 修士の学位取得による試験科目の免除制度については、試験の分野(税法科目・会計学科目)ごとに一科目の試験で基準点を満たした者が、その修士の学位取得に係る研究について国税審議会の認定を受ける制度に改められました。(法7②③)
- 3 税務職員等に対する試験免除制度の見直し
税務職員等の試験免除に係る国税審議会が指定する研修について、その要件が定められるとともに、その指定した研修がその要件を満たしているかどうか、国税審議会が毎年検証することとされました。(法8⑩十、規2の5、2の6)
- 4 合格等の取消し
試験免除等に係る国税審議会の認定や試験免除の決定を行った後に、虚偽又は不正の事実に基づいて免除等を受けたことが判明した場合には、国税審議会が事後的にその免除等を取り消すことができることとされました。(法10②)

税理士会及び日本税理士会連合会の業務等に関する見直しが行われました。

1 登録制度の整備

(1) 新しい業務形態への対応

税理士となるためには、税理士名簿の登録を受けなければならないこととされていますが、税理士法人や補助税理士という新しい業務形態が加わったことに伴い、その登録事項について、①税理士法人の社員となる場合、②補助税理士(税理士又は税理士法人の補助者として常時従事する者)となる場合、③税理士事務所を設ける場合、の3種に区分して定められました。(法18、規8二)

(2) 登録取消事由の追加

税理士登録の取消事由として、税理士の登録を受けた者が2年以上継続して所在不明である場合が追加されました。(法25①三)

(3) 登録抹消の制限

日本税理士会連合会は、税理士が懲戒の手續に付された場合においては、その手續が終了するまでは、その税理士について業務の廃止による登録の抹消をすることができなくなりました。(法47の2)

また、懲戒の手續に付された税理士法人は、清算終了後も、懲戒処分に関する規定の適用については、懲戒手續が終了するまで、存続するものとみなすこととされています。(法48の20③)

なお、この懲戒の手續に付された場合とは、行政手續法に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の通知をした場合をいいます。(規14の3①)

2 研修の充実

税理士は、税理士会及び日本税理士会連合会が行う研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならないこととされるとともに、税理士会の会則に、会員の研修に関する規定を記載しなければ

改正税理士法のあらまし

- ならないこととされました。(法39の2、49の2②)
- 3 紛議の調停制度の創設
税理士会は、会員の業務に関する紛議について、会員又は当事者その他関係人の請求により調停をすることができることが明文化されるとともに、税理士会の会則に、会員の業務に関する紛議の調停に関する規定を記載しなければならないこととされました。(法49の2②、49の10)
 - 4 報酬規定の削除
税理士会の会則の絶対的記載事項(記載しなければならない事項)から、税理士業務に対する報酬の最高限度額に関する規定が削除されました。(法49の2②)
 - 5 役員解任権の廃止
税理士会又は日本税理士会連合会の役員を財務大臣が解任することができる規定が削除されました。(法49の17)
 - 6 財務書類の公開
日本税理士会連合会は、毎事業年度、貸借対照表及び収支計算書を官報に公告するとともに、これらの書類のほか、財産目録及び附属明細書並びに会則で定める事業報告書及び監事の意見書を事務所に備えて置き、5年間、一般の閲覧に供さなければならないこととされました。(法49の18、規25)
 - 7 総会における税理士法人の取扱い
税理士会の総会の招集通知は、税理士法人を除き、会員である税理士に対して行えばよいこととされるとともに、日本税理士会連合会の総会の議決権は、税理士会の会員である税理士の数に応じたものとする事ができることとされました。(令8、12)

その他

- 1 税務書類に署名押印する場合等の付記事項
社員税理士又は補助税理士が税務書類等に署名押印する場合には、所属する税理士法人の名称又は税理士事務所の名称を付記しなければならないこととされました。(規16①)
また、計算事項等を記載した書面(法第33条の2に規定する書面)には、税務代理権限証書(法第30条に規定する書面)の提出の有無を付記しなければならないこととされました。(規16②)
- 2 弁護士法人
弁護士法の改正により弁護士法人制度が創設されたことに伴い、弁護士法人の社員である弁護士全員が国税局長に通知した上で、その弁護士法人が、所属弁護士会を経て、国税局長に通知した場合には、その国税局の管轄区域内において、随時、税理士業務を行うことができることとされました。この税理士業務を行う弁護士法人は、税理士業務を行う範囲において、署名押印義務、書面添付制度、税理士の権利・義務等に関する規定等については、税理士法人とみなして適用することとされました。(法51③④)
- 3 罰則
罰則について、罰金の引上げを行うほか、所要の改正が行われました。(法58～64)
- 4 許可公認会計士
国税局長の許可を受けた公認会計士が、税理士の登録を受けることな

改正税理士法のあらまし

＜税理士業務を行うことができる特例が廃止されました。

ただし、この法律の施行の際現にこの特例を受けている者については、平成17年3月31日まで引き続きこの特例が適用されます。(旧法附則37～44、法附則①)

5 その他(附則関係)

旧省令に規定する様式による用紙については、当分の間、これを取り繕い使用することができることとされています。(規附則②)

また、施行の際に旧省令に規定する様式により使用されている税理士証票は、改正後の様式による税理士証票とみなすこととされています。(規附則③)

改正税理士法は、平成14年4月1日から施行されます。

[トップページ](#) / [お知らせ](#)

補助税理士と開業税理士の業務について

(問6) 補助税理士が、従事する開業税理士又は税理士法人とは別の開業税理士等の補助者として税理士業務を行うことはできるのでしょうか。また、補助者としてではなく、納税者と直接委嘱契約を行って税理士業務を行うことはできるのでしょうか。

(答) 補助税理士は、従事する開業税理士又は税理士法人とは別の開業税理士等の補助者として税理士業務を行うことはできません。また、納税者と直接委嘱契約を行って税理士業務を行うこともできません。

【解説】

開業税理士は、税理士事務所を設置して、納税者等との委嘱契約に基づいて税理士業務を行うこととされており、この事務所は、開業税理士一人につき一事務所に限られています(法40条1・3項)。また、社員税理士及び補助税理士は事務所を設けてはならないこととされており(法40条4項、規18条)、社員税理士は競業禁止によりその税理士法人以外で税理士業務を行うことはできないこととされています(法48条の14)。これらは、法律関係を明確にする等の観点から、税理士業務を行う本拠とする事務所は1か所に限定するものです。

このようなことから、補助者として税理士業務を行う者は、別に事務所を設けたり、従事する開業税理士又は税理士法人とは別の開業税理士等の事務所を本拠として税理士業務を行ったりすることは許されるものではなく、従事する税理士法人等の補助者として常時その税理士業務に従事するものでなければなりません。

したがって、補助税理士は、従事する開業税理士又は税理士法人とは別の開業税理士等の使用人として従事することも、納税者と直接委嘱契約を行って税理士業務を行うこともできません。

⑦ (問7) 補助税理士という名称は差別ではありませんか。

(答) 補助税理士は、税理士としての業務形態の一つであり、差別しているものではありません。また、補助税理士という名称も含めた改正税理士法の定着を図っていくことが最も重要です。

【解説】

税理士法第2条第3項の規定は、税理士が、従事する開業税理士又は税理士法人の事務所を本拠として、その従事する開業税理士等の補助者として(自己の名において)「税理士業務」を行うことを認めるものであり、この補助者であるところの「補助税理士」は、開業税理士等とは異なる業務形態によって「税理士業務」を行う税理士としての特色を持っています。すなわち、納税者等から直接委嘱契約を受けなくとも「税理士業務」を行うことができる税理士として登録区分が分かれているものであって、補助税理士を特に税理士相互間において差別しているものではありません。

独立した公正な立場において、国民の納税義務の適正な実現を図るという高い公共的使命を担う税理士としては、信頼される税理士制度を確立するという観点から、改正された税理士法の趣旨を踏まえ、補助税理士という名称も含めた改正税理士法の定着を図っていくことが最も重要です。

日連 15 第 235 号
(業 1 第 34 号)
平成 15 年 6 月 12 日



日本税理士会連合会
会長 森 金次郎 殿

日本税理士会連合会
制度部長 丸 山 晴



「税理士法改正に関するグランドデザイン」に係る検討結果(第一次報告)について

標題については、将来の税理士法改正に関するグランドデザイン(全体構想)を検討するにあたり、多くの項目の中から、特に重要性の観点を踏まえ、①税理士の使命、②税理士の業務及び③資格取得制度に対象を絞って検討を進め、このたび、その検討結果をとりまとめましたので、別紙のとおり、第一次報告として提出致します。

しかし、昭和40年の法人税法及び所得税法の改正の結果、法人税法第22条第4項に「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」、所得税法施行規則第57条に「正規の簿記の原則」の文言がそれぞれ挿入されたことから「税務」の中に会計を含むことは明らかであり、税務の専門家であることはすなわち会計の専門家でもあることを含んでいると解するべきである。従って敢えて「税務」と並列して「会計」の文言を挿入することは専門性が却って曖昧になる恐れがあると考えられる。

但し、法解釈上はそうであるとしても、一般国民が受ける印象では、「税務の専門家」に「会計の専門家」の意味を含むことと考えられるか若干の不安は残る。

② 「独立した公正な立場」

現行の「独立した公正な立場」を良しとする意見が多数であったが、これを削除し「納税者の権利擁護」の文言を挿入すべしとの意見もあった。

イ. 「独立した公正な立場」の検討

この文言は、昭和55年改正において従来の「中正（中立公正の意味）な立場」に代えて挿入された。従来の「中立」と言う曖昧な立場から「独立した」と言う、より明確な立場となったことは評価される。

税務専門家の「独立性」については、ドイツ税理士法（2000年6月現在）第57条第1項にも謳っている。米国公認会計士（米国では税務業務は公認会計士の主要な業務の一つである）の団体であるAICPA「行動規程」（1998版）の行動原則第4条では独立性は監査を行う場合にのみ限定している。但しそれ以外では客観性を保持する義務を課している。

「公正」な立場とは税務について合理的かつ正当であるとの意味である。それは税務において公共の利益を図ることであり一般に公共的使命と言われるゆえんである。ドイツ税理士法第1条第2項でそれを「品位保持」としている。AICPA「行動規程」では行動原則第2条に「公共の利益」として明示している。

③ ロ. 『納税者の権利擁護』の検討

この文言については、昭和55年改正時に税理士会内部で、また国会審議の場でもかなり議論されたことであり、敢えてここで再検討するまでもないと言えるが、未だ強硬にその論を唱える会員も少なくないことから避けて通れない問題である。

その考えの骨子は、『税理士は租税法律主義に基づく国民の財産権の保障である。さらに、憲法によって保障された国民の諸権利が租税において侵害されないよう擁護するのが税理士である。シャープ勧告により創設された税理士制度は納税者の代理人であることを明確にした。昭和55年改正時の国会審議において、申告納税制度では納税者の自主申告権である税法上の行為を援助すると共に税法上の権益を擁護することになるとの説明もあり、今後改正で税理士が補佐人として出廷することができることとなったこと及び今後租税に関する裁判で訴訟代理権を獲得するためにも納税者の権利や権益を擁護する代理人としての立場をより明確にすべきである』との意見である。

しかし、シャープ勧告における税理士制度創設の理念は申告納税制度の浸透のため納税者の代理を立派につとめ、かつ税務職員をして法律に従って行動することを助ける専門職業家の確立である。つまり、「課税の公正確保」がその理念であり、その結果納税者の権利が擁護されれば良いのであり、権利擁護が先にくるものでは決してない。また、税理士が納税者の権利を擁護するのは、もし課税庁の処分が納税者の正当な権利を不当に侵害することとなる場合、当然にその納税者の権利擁護のために尽力することである。補佐人制度は、正にそのような場合のために創設されたのである。

税理士は通常、業務において納税者をして適正な納税を促すことが主要な業務である。納税者の権利擁護は重要な業務ではあるが、租税についての侵害行為は常に発生していることではない。仮に「独立した公正な立場」の文言を削除して「納税者の権利擁護」の文言を入れるとなれば、納税者の不利になる場合は税理士に守秘義務が課せられることともなり、現行法第41条の3（助言義務）や第36条（脱税相談の禁止）は削除することとなろう。つまり、極言すれば納税者の不当な権利擁護をすることにもなりかねないのである。

さらに、「独立した公正な立場」の文言があったからこそ「地方自治法の外部監査人」を獲得することができたし、今後税理士が企業計算の適正担保制度に参画するためにも削除する必要性は全くない。

但し、行政の執行に関しての法整備の不備等もあって、ままた国民の権利が行政によって侵害されていることも事実である。しかしそれは行政に関しての法整備の問題であり、専門資格者がその責任を負うことではない。例えば、税務行政に関しても行政手続法の適用対象にすべきこと、国税通則法の改正で行政の裁量権の限定をすること、及び納税者権利憲章の制定等の問題については、税理士会も税の専門家の立場として、税制改正建議等を通じて、率先してその実現に向けて努めるべきである。

③ 「申告納税制度の理念」

「申告納税制度の理念」を残すべきとする意見と、不用であり削除すべきとする意見があった。

イ. 「申告納税制度の理念」の検討

この文言は、国会審議の過程で野党側から「申告納税制度は、国民主権の政治原理に立って、主権者たる納税者にみずから租税債務を確定する権能を認めたものであり、税理士は、納税者の自主申告権である税法上の行為の援助と税法上の権益擁護をすること」との意見で挿入されたものである。つまり、我が国では殆どの租税について申告納税制度が導入されていることから、この文言を入れることによって税理士の社会的地位を向上させるというものであった。

ロ. 「申告納税制度の理念」を削除すべきとする意見

この文言は、「納税者の権利擁護」が規定できないことから代案として挿入されたものである。しかし、我が国で申告納税制度を導入した経緯はむしろ実務的

日本税理士会連合会
会長 森 金次郎 殿

東京税理士会
会長 金子秀夫

「税理士法第 3 条第 1 項第 4 号の削除に関する意見」の提出について

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本会では、公認会計士法改正による公認会計士の数の増大を踏まえ、公認会計士に無条件で税理士となる資格を付与する税理士法第 3 条第 1 項第 4 号を削除する必要があると考え、別紙のとおり意見を提出いたしますので、よろしくお取り計らい下さいますようお願いいたします。

なお、日本公認会計士協会では、「会計プロフェッションのあるべき姿と今後の対応（中間報告）」（平成 16 年 1 月 15 日）を取りまとめ、「4. 今後の対応策を検討する上での方向性」の中で、『「公認会計士の資格をもって当然に税務業務を行いうる制度」の確立を主張すべきである。』とし、中間報告に基づいて同会会員の基本的な認識が確認されれば、具体的な行動を展開するとしております。

つきましては、貴会・制度部において、我が国における税理士制度と公認会計士制度のあるべき姿から、公認会計士に無条件で税理士となる資格を付与することに合理性がない理論を確立され、税理士法第 3 条第 1 項第 4 号を削除すべく、日本税理士会連合会として積極的に対処していただきますようお願いいたします。